

# 第4章

## 計画の内容

# 1 計画の体系

基本理念

基本目標

施策

1  
子どもの人権を尊重する

2  
子どもの主体性や社会性をはぐくむ

3  
地域全体で支える

I 子どもの権利を尊重する

(1)子どもの権利の尊重

(2)子どもの参加の推進

(3)児童虐待の防止と対応

(4)いじめ防止対策の推進

II 子どもの健やかな成長・発達を支える

(1)子どものこころとからだの健康づくり

(2)食育の推進

(3)成長・発達に応じた切れ目のない支援

(4)多様な保育の充実

III 子どもがすべての家庭で大切にされる

(1)安心して出産できる環境の支援

(2)家庭における子育て力の向上

(3)特に配慮が必要な家庭への支援

(4)ワーク・ライフ・バランスの推進

IV 子どもの生きる力をはぐくむ

(1)学校教育の振興

(2)幼児期の教育の振興

(3)文化・スポーツ活動の振興

(4)子どもの生活力の向上

V 子どもが地域で育つ

(1)魅力ある居場所の拡充

(2)子育てネットワークづくり

(3)子どもの育ちを支える地域共生社会づくりの推進

VI 子どもと子育てにやさしいまちをつくる

(1)防犯・防災対策の推進

(2)交通安全対策の推進

(3)子育てにやさしい施設等の整備

(4)子育てのための居住環境の確保

## 主な事業

\*体罰の防止に向けた取組 \*子ども条例の普及・啓発

\*中高生アンケート \*中高生の社会参加事業

\*児童虐待通告・相談窓口の充実 \*区立児童相談所の設置に向けた検討 \*児童虐待防止の啓発

\*いじめ防止等を推進するための組織の設置 \*いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組

\*平日夜間小児初期救急診療事業 \*新生児聴覚検査 \*健康診査 \*薬物乱用防止活動

\*食育推進のための普及啓発 \*栄養相談

\*発達障害支援事業 \*保護者への早期からの就学情報提供と就学相談 \*児童発達支援センター（相談部門）（療養部門）

\*「ヒーローバス」運行事業 \*訪問型病児・病後児保育利用料助成 \*放課後児童健全育成事業の推進  
\*学童保育クラブ整備 \*ファミリー・サポート・センターの充実 \*認可保育園整備

\*ゆりかご・めぐろ事業 \*産後ケア事業 \*子育て世代包括支援センター事業

\*利用者支援事業（基本型）の実施 \*子育て情報の提供

\*地域の学習支援団体への支援 \*子ども食堂推進支援事業 \*ひとり親家庭への支援

\*子育て家庭への就労支援 \*区民、事業者への情報提供・啓発

\*英語教育の充実 \*プログラミング教育の充実 \*区立中学校の適正規模・適正配置の推進  
\*学校ICT環境の整備

\*認定こども園に関する情報の周知と支援 \*私立幼稚園へ情報提供や相談対応の充実

\*図書館の子ども向け事業 \*社会教育館、青少年プラザ等の子ども向け事業

\*夏休み子ども向け消費者講座 \*子ども向け出張講座 \*暴力から自分を守る取組

\*放課後子ども総合プランの推進 \*児童館の整備 \*ランドセル来館の充実 \*児童館における中高生の居場所の拡大 \*放課後フリークラブ事業の推進

\*民間による子育てふれあいひろばへの支援 \*児童館や学童保育クラブ(単独施設)における乳幼児活動 \*子育てふれあいひろばの充実

\*児童館でのボランティアの育成と活用 \*地域の教育力を活かした教育活動

\*災害時の乳幼児や児童の防災拠点（一時的な避難所）の整備

\*総合的な自転車対策の推進 \*通園・園外保育等の交通安全対策の推進

\*歩道のバリアフリー化推進 \*公園等の整備・改良

\*公的住宅の提供 \*民間賃貸住宅居住支援

## 2 基本目標別計画

### 【基本目標別計画の見かた（次頁以降）】

○ 計画期間（令和2年度から6年度）に計画的に実施する事業内容及び推進事項を記載しています。

○ 事業目標別計画の事業区分

4つに区分し、重点的に取り組んでいく事業を明確にしています。

#### （1）新規事業

これまで子ども総合計画に掲載されていなかった事業で、新たに掲載するもの

- 実施計画事業（新規・継続）
- 平成27年度から令和元年度に開始した事業
- 新規で開始する事業
- その他、新たに重点的に取り組む事業

#### （2）拡充事業

改定前の子ども総合計画に掲載されている事業で拡大や充実を図っていくものや、実施計画に「継続事業」として掲げられているもの

- 実施計画事業（継続）
- 子ども・子育て支援事業計画に関する事業
- その他、重点的に取り組む事業

#### （3）検討事業

計画期間中の事業実施に向けて、検討する事業

#### （4）継続事業

継続して実施する事業

○ 事業の各欄の見かた

#### （1）事業名（事業番号）

- 実施計画事業は、事業名の横に「【実】」と表示しています。
- 事業番号は、目標番号と目標中の項目ごとに番号をつけてあります。  
[例] 事業No.1102 の左2桁は、基本目標1、項目（1）の事業を指します。  
右2桁は、事業一覧表への出現順の番号です。

#### （2）事業概要

事業の内容を記載しています。

#### （3）現況

平成30年度の実施状況もしくは令和元年度実績を記載しています。

#### （4）計画目標

令和2年度から6年度に実施する計画目標を記載しています。また、目標指標として、今後継続的に執行管理をしていくものについて、年度ごとの目標を記載しています。

## 基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する

### (1) 子どもの権利の尊重

#### 現 状

区では、「人権と平和の尊重」を基本理念の一つに掲げ、人権と平和を尊重する社会の実現を目指しています。

「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの権利に関して「目黒区子ども条例」を制定しています。子どもが自らの意思で成長していく「子育て」を支えるまちの実現を目指し、子どもの参加や意見、自主性や権利が尊重される行政運営に努めています。また、人権教育の推進や、体罰防止のための研修を実施し、教員の人権感覚向上と理解促進を進め、区立学校での人権教育の推進に努めています。

各方面で子どもの権利に関する啓発や学習機会の提供に取り組んでいますが、児童虐待やいじめ・不適切な指導など、子どもの権利侵害が起きています。

道徳の教科化に伴い、より一層いじめや差別などの人権問題を考える授業の実施をとおし、道徳教育を推進し豊かな心の醸成を図っています。

平成20年1月に設置した「子どもの権利擁護委員制度」を始め、不安や悩み、児童虐待やいじめなどの子どもの権利侵害を予防・救済するための相談体制を整備して、支援ネットワークを推進しています。

#### 課 題

○目黒区子ども条例の一層の普及・啓発に努めるとともに子どもの権利尊重の意識向上に努めることが求められています。高齢者や障害者、子どもたちが相互に交流する機会を作る等お互いの理解を深め、その輪を区全体に広げていくことを目指し、より多くの人々が福祉に関わる体験ができるように工夫し、子どもの人権に関する啓発や学習を深めることが求められています。

○子どもの権利擁護委員制度「めぐろ はあと ねっと※」の普及や啓発に努め、子どもが気軽に相談できるよう、充実を図ることが求められています。

○一人ひとりの子どもに人権尊重の理念を定着させ、豊かな人間性と思いやりの心を身につけた子どもをはぐくむ教育の推進が求められています。

#### 施策の方向

○「目黒区子ども条例」の基本理念に基づき、子どもを権利行使の主体としてとらえ、子どもをいじめや児童虐待等の人権侵害から擁護するとともに、子どもの参加や意見表明等子どもの自主性が尊重されるよう、必要な施策を推進していきます。

- 心の問題、いじめ・虐待などの悩みや子どもの権利侵害についての相談を受ける「子どもの権利擁護委員制度」の啓発や充実を図ります。
- 「めぐろ学校教育プラン」に基づき、人権教育の推進、道徳教育の推進や自然宿泊体験教室、ボランティア体験活動等の推進、伝統と文化に接する機会の充実など、心豊かな子どもをはぐくむための教育を推進していきます。
- 不登校の未然防止、解消に向け、一人ひとりの様子や学級の状態を把握し、豊かな人間関係のある学級づくりを進めます。
- 「体罰は、重大な子どもの権利を侵害する行為であり、絶対に許されない行為である」という認識の下、子どもたちに関わる全ての教職員や指導員に対して人権意識を高める取組を行い、「体罰によらない、対話による教育」を推進していきます。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 1101〕 体罰の防止に向けた取組  ・教育指導課	〔前計画番号 1101〕 体罰の防止、根絶に向けて、教職員や部活動における外部指導員を対象とした研修を実施する。また、目黒区体罰根絶マニュアルを配付し、教職員や部活動外部指導員等の意識啓発を図る。
〔事業番号 1102〕 子ども条例の普及・啓発  ・子育て支援課	〔前計画番号 1102〕 子どもの人権施策を一層推進することにより、目黒区の未来を担う子どもたちが、いきいきと元気に過ごせるまちの実現を目指す。
〔事業番号 1103〕 平和の特派員広島派遣  ・総務課	〔前計画番号 1103〕 次代を担う小・中学生を広島に派遣し、戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、そして平和の尊さについて考え、学ぶ機会を提供する。また、小・中学生の体験報告を友人や家族へ伝えるとともに、その体験レポート等を一般区民にも周知することによって、区民の平和に対する意識の啓発を図る。
〔事業番号 1104〕 子どもの権利擁護委員制度の普及（子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」）  ・子育て支援課	〔前計画番号 1104〕 子どもの権利侵害において、中立的な立場で対応する子どもの権利擁護委員等による相談や面談を実施し、子ども本人等による相談を受け解決に努める。また、子どもの権利擁護委員制度の普及・啓発の推進を図る。
〔事業番号 1105〕 人権教育  ・人権政策課 ・教育指導課 ・生涯学習課	〔前計画番号 1105〕 区立学校における授業や課外活動、人権オープンスクール、また、青少年プラザ、社会教育館等の事業を通して、人権尊重の理念を定着させ、同和問題や男女平等などの人権教育を推進する。
〔事業番号 1106〕 スクールソーシャルワーカー※（SSW）の学校や家庭等への派遣  ・教育支援課	〔前計画番号 1106〕 スクールソーシャルワーカーを区立学校や家庭等に派遣し、子どもを取り巻く様々な環境などに起因した課題に関し、スクールカウンセラーや福祉・地域（社会資源）も含めた関係機関と連携しながら解決を図る。
〔事業番号 1107〕 長期欠席児童・生徒への学習支援  ・教育支援課	〔前計画番号 1107〕 長期欠席状態にある児童・生徒一人ひとりに応じた指導・支援を行い、社会的な自立の力をつけ、集団生活への適応を図るとともに、学校復帰を目指す学習支援教室「めぐろエミール」を運営する。また、自宅でも学習ができるeラーニングを活用した学習支援を実施して、「めぐろエミール」への通級や学校復帰へつなげる取組を行う。
〔事業番号 1108〕 教育相談  ・教育支援課	〔前計画番号 3213〕 めぐろ学校サポートセンターにおいて来室教育相談、電話教育相談を実施し、児童・生徒及び幼児の心身の健全な発達を図るため教育上の様々な問題について相談に応じる。

## (2) 子どもの参加の推進

### 現 状

「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて制定した「目黒区子ども条例」は、子どもが自分にかかわりのあることについて意見を述べたり、様々な活動に参加できることを定めています。

区では、子どもにかかわる施策や事業を進めるに当たって、例えば、小学生による小学生のための活動や、中高生による中高生のための目黒区の紹介冊子の作成など、子どもの参加を進めています。

また、児童館では、子ども会議を開催して子どもの意見を反映した児童館運営に努めています。

### 課 題

- 子どもの参加意欲を尊重し、また社会性や自主性をはぐくむために、子どもの成長過程に応じて、自分の意見を表明する場や参加する機会を引き続き保障していく必要があります。
- 中高生世代が一緒にかかわりあうことができるような事業や仕組みづくりが引き続き求められます。
- 子どもが自らの意思でいきいきと成長していくためには、自分の持てる力に気づいて、これを培っていけるよう、子どもが様々な場で様々な経験を積むことができる環境整備が必要です。特に、子どもが社会の一員としての責任感や自己決定力、他人とのコミュニケーション力などをはぐくむことができるよう、児童館を始めとした行政の各分野において、子どもの参加する機会や場の提供が求められます。
- 子ども自身が社会の一員としての責任感や自己決定力、他人とのコミュニケーション力などをはぐくむために、行政のみならず、地域や家庭等で子どもの参加する機会や場の提供が増えるよう取り組むとともに、家庭、学校、地域等の中で子どもの意見を尊重するよう、大人への啓発やトレーニングプログラムの活用等をより進める必要があります。

### 施策の方向

- 「目黒区子ども条例」の基本理念に基づき、子どもの参加や意見表明等子どもの自主性が尊重されるよう、子どもの権利を守るために必要な施策を推進していきます。
- 子どもに係る施策の推進や施設の整備については、子どもの視点を取り入れることができるよう、子どもの参画の仕組みづくりを検討しその実現に取り組むとともに、参加の具体的方法を工夫し、より実効性あるものに改善を図りながら進め、子どもの参

加や意見表明の機会を確保していきます。

○家庭、学校、地域の中で大人が子どもの参加や子どもの意見を聴くことについて、理解を深めるための啓発等を実施します。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 1201〕 中高生アンケート  ・子育て支援課	〔前計画番号 1201〕 中高生が主体となり、中高生の視点で、生活やまちづくりなどに対するアンケート調査を行う。 中高生が興味や関心を持っていることや、まちづくり、防災等幅広い視点で中高生の意見を聞きながらアンケートを作成する。また、その結果をもとに中高生の座談会・事業等を行うなど、中高生の声をさらに区政に反映させていく方法も検討していく。
〔事業番号 1202〕 中高生の社会参加事業  ・子育て支援課	〔前計画番号 1202〕 中学・高校生タウン情報誌「めぐろう※」の編集と発行作業の過程において、他者とのコミュニケーション力を身に付け、自己実現を達成する機会とする。
〔事業番号 1203〕 キッズレポーター  ・子育て支援課	〔前計画番号 1203〕 子どもが自ら関心があることや地域情報等について取材し、ポータルサイトに記事を掲載する。
〔事業番号 1204〕 子どもに対する意識調査  ・子育て支援課	〔前計画番号 1204〕 区政やまちづくり、子どもの人権についてなど子どもの意見や実態を把握し、区政に活かすため、子ども総合計画改定に合わせて、区が子どもに対する意識調査を実施する。
〔事業番号 1205〕 ティーンズミーティングの開催  ・子育て支援課	〔前計画番号 1205〕 子どもに関連した施策に子どもの意見を反映させるため、子ども総合計画改定に合わせてティーンズミーティングを開催する。

### (3) 児童虐待の防止と対応

#### 現 状

虐待通告の件数は平成2年度以降、全国的に増加しています。基礎調査では、子育ての辛さや不安感を解消するために必要な支援として「保育サービスの充実」「地域における子育て支援の充実」が上位にあげられており、虐待の原因の一つとして、保護者の育児に対する不安や負担感の強さ、地域や社会からの孤立感が指摘されています。

小学校就学前児童保護者と小学生の保護者に、虐待だと思ふ行為についてたずねたところ、新たに「虐待」の定義として加わった「子どもの目の前で夫婦喧嘩をする」という選択肢は、他に比べて「虐待である」と答えた人の割合が52.8%と低くなっていました。

保健予防課・碑文谷保健センターでは、育児に対する不安を和らげるための情報提供や相談を行っています。児童館、保育園、ほ・ねっとひろばで実施しているひろば事業などでは、子育て家庭の交流の場の提供や事業を通して同年代の親子が交流することで子育ての孤立感や不安感を和らげるとともに、育児相談に応じています。

子ども家庭支援センターでは、子どもや子育て家庭の幅広い相談に応じるとともに、児童虐待の通告・相談の窓口になっています。子ども家庭支援センターにおける要保護児童相談の新規受理件数は、平成30年度501人で、平成29年度の403人から増加しています。平成30年3月に、区内在住の5歳児が、保護者の虐待により命を落とすという痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と起こらないようにするために、私たち大人に何ができるのか、何をすべきか、もう一度、真剣に考え直すときが来ています。

地域を含む関係機関による子どもを守るネットワークとして、平成18年7月に「目黒区要保護児童対策地域協議会」を設置し、民生委員・児童委員、主任児童委員、各施設、児童相談所等が連携し要保護児童及び家族への支援、見守りを行っており、連携・協力体制の強化を図るために「児童虐待防止マニュアル」を作成し、活用しています。

今後とも子育て家庭の孤立と子どもの虐待に対して、気づきやすい児童館や学校、幼稚園、保育園等は子どもの安心安全への配慮を最優先としなければなりません。

平成31年4月には「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行され、令和元年6月には国会にて児童虐待防止法・児童福祉法が改正されました。いずれも保護者から子どもへの体罰を禁止しています。

#### 課 題

○児童虐待は、保護者本人や家族からの相談のほか、幼稚園・保育園・学校からの通報、近隣の人からの相談から発見されることが多い傾向にあります。また最近では、虐待を受けている子ども自身が所属先等に訴えることもあります。児童虐待を早期に発見するた

めの仕組みを充実していくとともに、子ども自身が SOS を発信できる環境をつくっていく必要があります。

- 平成 31 年 4 月に施行された「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」や令和元年 6 月に改正された「児童福祉法・改正児童虐待防止法」では、いずれも保護者から子どもへの体罰禁止が盛り込まれています。これらのことについて、啓発していく必要があります。
- 保健所や子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関・地域関係者の連携や啓発活動を強化するとともに、子育てに悩む家庭に対する伴走型の相談支援機能の充実など虐待予防を強化し、児童虐待のない社会づくりに向けた適切な対応をおこなっていく必要があります。
- 区の「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭支援センター（市区町村子ども家庭総合支援拠点）」と「児童相談所」が虐待リスクの程度に応じて連携しながら、児童等に必要な支援を実施していくことが必要です。
- 虐待が発見された後の、被虐待児の保護と保護者への心のケア体制の整備が必要です。また、虐待により親子分離した子どもが安心して親のもとで暮らすことができるよう、親子の良好な関係を取り戻すための支援が求められています。

## 施策の方向

- 学校、児童館、保育園、幼稚園、保健所、医療機関、民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携・協力して、早期発見のためのネットワークを構築し、人材育成に努めます。また、乳幼児がいる家庭への訪問、乳幼児健診、育児教室、子育てひろばなどの事業の充実や、一時保育の受け入れの拡大などにより、子育てに係る不安や負担感を和らげ、産後うつが発見と相談に応じるとともに、必要に応じて育児支援を行い、児童虐待を未然に防ぎます。
- 被虐待児に対して、子どもとその保護者への心のケアを進め、児童虐待発生後の相談体制の充実を図ります。
- 保護者から子どもへの体罰禁止や、虐待を受けた子ども自身が SOS を発信できる相談先について周知していきます。
- 児童虐待対応の強化に向けた児童相談所の区設置を見据え、人材確保・育成に努めます。

**【新規事業】**

- 事業番号 1301 子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センターと児童相談所等関係機関との連携強化（子ども家庭課、子育て支援課、保健予防課、碑文谷保健センター）

子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター及び児童相談所が、虐待リスクの程度に応じて効果的に連携し、子どもや保護者に必要な支援を実施する。また、地域の関係機関等との連携も強化し、子どもを守る地域のネットワークを拡充させる。

現況	計画目標
<p>目黒区と目黒警察署、碑文谷警察署の間で、情報共有等に関する協定を締結した。</p> <p>子育て世代包括支援センターの設置に向けた検討、勉強会を実施した。 (平成30年度)</p> <p>子育て世代包括支援センター設置 (令和元年度)</p>	<p>子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援センターとの連絡会を開催する。</p> <p>虐待による外傷があるケースや通告後48時間以内に安全確認ができないケースについては、児童相談所、警察と確実に情報共有し、連携して対応する。</p> <p>要保護児童対策地域協議会の構成や内容を見直し、地区別、対象者別の開催や参加機関の拡充、事例検討会等を実施する。</p> <p>民間の子育てふれあいひろば、子ども食堂などを担う、地域の活動団体やNPO法人等との連携についてもあり方を検討する。</p> <p>関係機関から課題や不安を抱える家庭の情報を収集して、早期に必要な支援につなげる取組みの実施を検討する。</p>

- 事業番号 1302 社会的養育の推進、里親・養子縁組家庭への支援（子ども家庭課・児童相談所設置調整課）

社会的養育の着実な啓発を行うとともに、里親・養子縁組家庭への支援を図る。

現況	計画目標
<p>養育家庭体験発表会の実施</p>	<p>将来的な養育家庭の担い手を増やすよう、従来の養育家庭体験発表会に加え、年間を通じた社会的養育の啓発を行う。</p> <p>児童相談所と連携し、里親・養子縁組家庭への支援を強化していく。</p>

**【拡充事業】**

●事業番号 1303 児童虐待防止の普及啓発(子ども家庭課)

児童虐待の未然防止と早期発見についての普及啓発を行う。

現況	計画目標
〔前計画番号 1301〕 児童虐待防止講演会、パネル展を実施した。  (30年度実績)	保護者から子どもへの体罰の禁止、子どもの目の前で夫婦喧嘩が虐待に当たることについて啓発を実施する。 子ども条例の普及・啓発や子どもの権利擁護委員制度の普及と連携して、子ども自身が子どもの権利に気づき、SOSを発信しやすい環境を整備する。 区民向け虐待防止講演会等の充実により、地域で取り組む児童虐待防止や早期発見についての理解を深め、区全体で子どもを守る意識の醸成を図る。

●事業番号 1304 児童虐待通告・相談窓口の充実 (子ども家庭課)

児童虐待の早期発見、早期対応のための関係機関職員の対応スキルの向上を図るとともに、子ども家庭支援センターの体制を強化する。

現況	計画目標
〔前計画番号 1302〕 児童館懇談会等を通して、児童虐待についての意識啓発や通告窓口の周知を図った。 発見した場合は適切に対応できるよう児童相談所への研修等、職員の対応スキルの向上を図った。(30年度実績)	職員向け研修の開催回数や内容の充実、子育てスーパーバイザーの派遣事業の対象機関を拡充する。 目黒区児童虐待防止マニュアルの更新。 子ども家庭支援センターにおける福祉職、心理職の児童相談所への定期的な派遣や児童相談所勤務経験者の採用による人材強化。

●事業番号 1305 養育困難家庭への支援(子ども家庭課)

虐待家庭等への子育てパートナー事業やショートステイ事業の拡充により、養育困難家庭等を支援する体制を強化していく。

現況	計画目標
〔前計画番号 1304〕 子育てパートナーを、15人の児童に対し、延べ939時間派遣した。  (30年度実績)	子育てパートナー事業や要支援家庭を対象にした子育て短期支援事業(ショートステイ)などの子ども家庭支援サービスを拡充し、養育困難家庭における虐待の未然防止策を強化する。 心理的ケアや、親子関係改善プログラムの実施など、心理職による支援体制を充実する。

**【検討事業】**

●事業番号 1306 区立児童相談所の設置に向けた検討 (児童相談所設置調整課)

区立児童相談所の整備計画を策定するとともに、設置に向けて区民、関係機関や職員の意識の醸成を図る。

現況	計画目標
<p>児童相談所開設準備検討委員会を設置し、人員、建物、費用等の検討を行っている。</p> <p>児童相談所で必要となる児童福祉司、児童心理司候補として福祉職と心理職の定期的な採用を平成 30 年度から開始した。</p>	<p>整備計画を策定し、基本的な児童相談所設置に向けた方向性を示していく。</p> <p>候補地を選定する。</p> <p>開設に向けて福祉職と心理職を計画的に採用し、児童相談所への派遣により育成する。</p> <p>職員、区民、関係機関を対象とした講演会等を実施し、区立児童相談所の設置の意義や課題、地域に求められる取組みなどについての意識の醸成を図る。</p>

**【継続事業】**

事業名	事業概要
<p>〔事業番号 1306〕 関係機関との連携・地域での見守り</p> <p>・子ども家庭課</p>	<p>〔前計画番号 1303〕保護の必要な児童の早期発見と適切な保護を図るため、関係機関と連携し、地域での見守りを行う。</p>

## (4) いじめ防止対策の推進

### 現 状

子どもは一人ひとりがかげがえのない存在です。一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

特に「いじめ」は、いじめられた子の心を深く傷つける重大な人権侵害であるとの認識の下、区では全ての児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができることを目指し、平成 29 年 3 月に「目黒区いじめ防止対策推進条例」を制定しました。条例は、「いじめは絶対に許さない」「いじめはどの児童等にも、どの学校でも、起こり得る」との意識をもち、区・学校・保護者・区民等・関係機関がそれぞれの役割の下に連携及び協力していじめの防止等に努めることや、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態（以下、「重大事態」という。）が発生した場合の対応について規定しています。

いじめの問題は子どもの人権に関わる重大な問題であることから、各学校における全児童・生徒がいじめについて考え、代表学年児童・生徒による意見交換をとおして、児童・生徒一人ひとりがいじめに対する正しい認識をもつとともに、いじめのない学校を目指そうとする態度を育てるため、区では独自に「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」を実施しています。

また、平成 26 年度からは、いじめ防止啓発ポスター「STOP! いじめ『ダメなもの』はダメなんだ!』」を作成し、各小・中学校で掲示するとともに、いじめ問題を自分のこととして捉え、主体的に行動することを宣言する「STOP! いじめ 私の行動宣言」にも取り組んでいます。

いじめの早期発見や不登校の未然防止等のため、スクールカウンセラーの全区立小・中学校・幼稚園・こども園への派遣を継続するとともに、幼稚園・こども園への派遣時間の拡充を行っています。また、困難事例にも十分対応できるようスクールソーシャルワーカーを 2 名体制から 3 名体制へと強化し、関係機関との連携強化を図り、不登校等の課題解決に向けて学校や保護者等への支援を行っています。

### 課 題

- いじめや不登校の未然防止、解消に向け、豊かな人間関係のある学級づくりを進める必要があります。
- いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）の対策を効果的に推進していくための取組を一層充実させる必要があります。
- いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童・生徒にも起こり得るものであるとの認識の下、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応が求められています。
- 不適切な指導が発生する背景には、児童・生徒の指導に当たる教職員や指導員の人権意識の希薄さがあります。全ての教員が人権感覚を高め、一人ひとりの子どもに対し

て真摯に向き合い、話し合い、認め合うことに最大限努めることが求められています。

## **施策の方向**

- いじめや不登校の未然防止、解消に向け、一人ひとりの様子や学級の状態を把握し、豊かな人間関係のある学級づくりを進めます。
- 教育委員会と学校・保護者・地域が連携し、子どもの不登校・いじめの未然防止・早期解決に努めるとともに、個々のケースに応じた教育相談機能の充実を図ります。
- 「目黒区いじめ問題対策連絡協議会」「目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催することで、関係機関と連携を深め、いじめの防止等の取組体制の強化を図ります。

【新規事業】

●事業番号 1401 いじめ防止等を推進するための組織の設置 (教育指導課)

目黒区いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進するため、第三者を含めた組織を設置する。(平成 29 年度から)

現況	計画目標
目黒区いじめ問題対策連絡協議会、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会を設置し、定期的を開催している。	目黒区いじめ問題対策連絡協議会を年 2 回開催し、いじめの防止等のための対策や関係機関の連携に関する事項などについて連絡調整、協議を行う。また、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会を年 3 回実施し、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、対策委員会と連携し、いじめの防止等のための対策を実効的に行う。

●事業番号 1402 いじめ問題の未然防止の取組 (教育指導課)

児童・生徒一人ひとりの学級での居心地のよさなどを知り、いじめ問題の未然防止(予防的指導)につなげるため、学級における生活意欲や満足度、ソーシャルスキルの状況に関する質問紙調査を実施する。(平成 30 年度から)

現況	計画目標
平成 30 年度は 2 つの中学校区で、令和元年度は 5 つの中学校区で試行実施している。	効果検証を踏まえ、全中学校区において実施する。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 1403〕 いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組  ・教育指導課	〔前計画番号 4202〕 いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議、いじめの実態把握調査を全小・中学校が取り組む。いじめの未然防止及び早期発見、早期対応に向けて校内体制、組織の整備及び関係機関との連携を行う。
〔事業番号 1404〕 スクールカウンセラーの区立学校派遣  ・教育支援課	〔前計画番号 4203〕 いじめや不登校等の未然防止や改善及び解決のため、学校へスクールカウンセラーを派遣し、学校の教育相談機能充実に向けた支援を行う。

## 基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長・発達を支える

### (1) 子どものころとからだの健康づくり

#### 現 状

区では、子どものころとからだの健やかな発育・発達を支えるために、健康診査、歯科健診、予防接種、健康学習、食育、療育、医療環境などの整備を進めています。

健康診査、歯科健診、予防接種は、保健予防課・碑文谷保健センター及び区内委託医療機関などで実施しています。健康診査のうち、5歳児健康診査、2歳児歯科集団健診は目黒区独自の健診として実施しています。また、ことばが遅い、集団に入れない、子どもとのかかわり方がわからない等の母子を対象として、子どもの健康教室を実施しています。

区立学校では、担任教諭による日常の健康観察や保健指導を実施するとともに、教科指導や学級活動、学校行事、学校給食を通じた健康教育を推進しており、学校健康トリーナーの派遣、めぐろ子どもスポーツ健康手帳を活用した指導等に取り組んでいます。

さらに、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等との連携を図った授業を展開しています。

定期健康診断の実施により、児童・生徒の健康状態を把握し、その結果に基づいて治療の勧奨や学校生活についての指導を行うとともに、保護者や学校医等地域との連携により健康づくりを行っています。

子どもの医療は、小児科病院、小児科診療所で診療を行っているほか、休日診療所においても初期救急を行っています。また、令和元年4月1日から、平日夜間小児初期救急診療事業を開始しました。

#### 課 題

○健康診査は、4か月、3歳児健診及び1歳6か月歯科健診を区直営で実施し、6・7か月、9・10か月、1歳6か月児健診及び5歳児内科健診を区内契約医療機関で実施しています。平成30年度の健康診査の受診率は4か月健診が93.4%、3歳児健診が88.4%です。受診率の向上を図り、乳幼児虐待の観点からも未受診者のフォローに重点を置き、健康診査の重要性を再認識するよう働きかけるとともに健全な乳幼児育成の体制づくりと子育てに悩む保護者に対する相談支援に引き続き努める必要があります。

○生涯を通じての健康づくりのためには、引き続き乳幼児期における正しい歯科の知識の普及・啓発を推進していくことが大切です。歯科の集団健診は1歳6か月児、2歳児、3歳児に実施し、むし歯有病者率の減少に努めています。10・11か月児育児学級などにより早期からの関わりを大切にし、口腔内の健康知識の向上に努め、むし

歯有病率減少と成長に合わせた口腔機能の発達を引き続き支援していく必要があります。

- 予防接種は病気の発生及び蔓延を予防するという視点から、接種率向上は重点課題となります。予防接種を受ける機会はますます増えてきており、計画を立てて適切に接種する必要があります。
- 健康教育に関する事業については、情報の共有化など関係課とのさらなる連携を図る必要があります。
- 乳幼児や児童が、一般の小児科が休診している平日夜間にも安心して受診できるように、「平日夜間小児初期救急診療」を広く周知する必要があります。
- 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を引き続き育成することが求められています。

## **施策の方向**

- 新生児期からの関わりを重視し、積極的な乳幼児健診の受診勧奨を行います。未受診者に対しては、個別フォローを徹底し全数把握に努めます。乳幼児健診を通して、育児支援や相談指導を充実させ育児不安の軽減を図るとともに、随時、訪問・電話等の相談を行い、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 歯科健康学習を充実し、むし歯有病率の更なる減少に努めます。正しい歯科知識の普及・啓発により、生涯にわたる口腔内の健康維持増進に努めます。子どものころから正しい歯科の健康知識の普及・啓発を図ります。
- 予防接種の接種率向上のために、未接種者に対しては、積極的な勧奨を図っていきます。また、計画性のある適切な接種のために、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 健康教育に関する事業については、教育委員会における連携を強化し、健康教育の推進を図ります。
- 休日や夜間における小児科の診療体制については、区報、区や医師会のホームページ、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」など、様々な方法で情報提供を行っていきます。

## 【新規事業】

### ●事業番号 2101 平日夜間小児初期救急診療事業 (健康推進課)

小児初期救急医療体制を確保し、小児医療と子育て支援の充実を図る。事業内容/平日夜間において、小児の初期救急患者に対する診療事業を実施する。対象/15歳以下

現況	計画目標
未実施	令和元年度より、安定的に実施する。

### ●事業番号 2102 新生児聴覚検査 (保健予防課・碑文谷保健センター)

新生児の聴覚障害を早期発見し、早期療育を図るために、費用の一部を助成し契約医療機関へ委託して聴覚検査を実施する。(平成31年4月から)

現況	計画目標
母子手帳発行時に新生児聴覚検査の受診票を配布し、受診勧奨を行っている。また、受診状況を確認し、検査により把握された要支援児の早期療育が受けられるよう保護者に対して、保健指導を行っている。	新生児聴覚検査の受診率向上を図る。また、受診状況を把握し、聴覚障害の早期発見・早期療育が行えるよう保護者に対して適切な保健指導等を実施する。

## 【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 2103〕 4か月児健康診査  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2101〕 発育状態や疾病の有無等について、健康診査を行い、またその保護者に適切な保健指導を行う。また、親の育児不安の軽減を図り、児童虐待の兆候を早期に発見し、防止するための個別相談指導等を実施する。
〔事業番号 2104〕 乳児健康診査(6か月児)(9か月児)  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2102〕 乳児健康診査の一層の徹底を図るため、該当の乳児に対して受診票を発行して、委託医療機関で健康診査を実施する。
〔事業番号 2105〕 1歳6か月児健康診査  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2103〕 発育状況の一般診査と精神発達面の診査を医療機関に委託して実施する。
〔事業番号 2106〕 3歳児健康診査  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2104〕 身体発育、運動、精神発達、生活習慣の観察及び歯科健診を行い、心身障害を早期に発見し、幼児の健康な発育を図る。また、虐待などの早期発見に努める。

事業名	事業概要
〔事業番号 2107〕 5 歳児健康診査 ・保健予防課	〔前計画番号 2105〕 幼児の健全な育成を図るため、健診の機会が 少ないか又は健康に不安のある5歳児を対象 に、身体面、精神発達面の健康診査及び保護 者の育児に関する状況把握を医療機関に委託 して実施する。
〔事業番号 2108〕 1 歳 6 か月児歯科健診 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2106〕 乳歯の萌出から咀嚼機能の発達へつなげる重 要な時期であるため、歯科健診と適切な保健 指導を行う。
〔事業番号 2109〕 2 歳児歯科健診 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2107〕 むし歯の発生しやすい時期であり乳歯をむし 歯から守るため、歯科健診と適切な保健指導 を行う。
〔事業番号 2110〕 3 歳児歯科健診 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2108〕 むし歯予防や自分で歯みがきをする習慣をつ くる重要な時期であるため、歯科健診と適切 な保健指導を行う。
〔事業番号 2111〕 5 歳児フッ素塗布 ・保健予防課	〔前計画番号 2109〕 萌出したての永久歯の歯質強化を図るため、 フッ化物塗布を目黒区歯科医師会へ委託し実 施する。
〔事業番号 2112〕 予防接種の勧奨 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2110〕 定期予防接種については、標準の接種年齢に あわせて接種票を個別送付する。
〔事業番号 2113〕 子どもの健康教室 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2112〕 1 歳 6 か月児健診や 2 歳児歯科健診、3 歳 児健診を始めとする幼児の各種事業の結果、 軽度のことばの遅れのある子ども、母子分離 できない子ども、友だちと遊べない子ども等 を対象に集団遊びを通じて、親と子どものか かわり方を理解することを目的として実施す る。
〔事業番号 2114〕 個別相談 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2113〕 保健指導の必要があると思われる家庭や電 話・文書・来所により相談のあった区民に対 して、個別訪問や個別相談により対応する。

事業名	事業概要
〔事業番号 2115〕 歯科健康教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健予防課</li> <li>・碑文谷保健センター</li> </ul>	〔前計画番号 2114〕 ハローベビークラス、育児学級などで子どもの成長に合わせた歯科健康教育を実施する。依頼に応じて、社会福祉施設や児童館などで歯科健康教育を実施する。
〔事業番号 2116〕 私立幼稚園児の歯科検診委託 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課</li> </ul>	〔前計画番号 2116〕 区内の私立幼稚園に通う全園児を対象に、園児の健康の維持を目的として目黒区歯科医師会に委託して歯科検診を実施する。
〔事業番号 2117〕 区内認可保育所の歯科検診委託 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育課</li> </ul>	〔前計画番号 2117〕 区内の認可保育所（私立を含む）に通う全園児を対象に、むし歯を防ぐため目黒区歯科医師会に委託して歯科検診を実施する。
〔事業番号 2118〕 健康教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営課</li> </ul>	〔前計画番号 2118〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりに関する専門の職員（学校健康トレーナー）が区立小学校を訪問し、肥満、体力不足やぜん息などの健康課題の改善に向けて個々の状況に応じた助言や運動指導を行う。</li> </ul>
〔事業番号 2119〕 体力づくりの充実 ①区独自教材の活用 ②体力テストの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育指導課</li> </ul>	〔前計画番号 2119〕 区独自教材を全小・中学生に配付、活用し、家庭とも連携しながら児童・生徒の健康保持増進及び体力の向上に取り組む。体育の時間や体育的行事を通じ生涯にわたり運動に親しむ態度を育てるとともに、体力テストにより子どもたちの体力や運動能力の課題を明らかにし、指導方法の改善に努める。
〔事業番号 2120〕 公害補償福祉・予防 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康推進課</li> </ul>	〔前計画番号 2120〕 大気汚染の影響による健康被害の予防のため、呼吸器疾患やその疑いのある子どもの保護者を対象に、医師等による健康教室、健康相談等を実施し、知識の普及を図る。
〔事業番号 2121〕 大気汚染健康障害者の医療費助成申請事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康推進課</li> </ul>	〔前計画番号 2121〕 気管支ぜん息（18歳未満は慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫も対象）を患っている者に対して、医療費の保険診療の自己負担分を助成する都制度の申請事務を実施する。

事業名	事業概要
〔事業番号 2122〕 薬物乱用防止活動 ・健康福祉計画課	〔前計画番号 2122〕 薬物乱用防止推進目黒地区協議会等と連携協力して、「危険ドラッグ」等の有害性についての情報提供を始めとする薬物乱用防止のための啓発活動を進める。
〔事業番号 2123〕 健康教育 ・学校運営課	〔前計画番号 2123〕 食習慣をはじめとした生活習慣の乱れや、薬物乱用等新たな課題を踏まえながら、自ら健康を保持、増進できる実践力をはぐくむため、「食に関する指導」、「薬物乱用防止教室」、「喫煙・飲酒防止指導」、「心の健康問題への対応」、「性教育」等、学校での健康教育を推進する。
〔事業番号 2124〕 休日テレホンセンター事業支援 ・健康福祉計画課	〔前計画番号 2124〕 日祝日・土曜準夜・年末年始に診療機関を案内する目黒区医師会の休日テレホンセンター事業を支援する。
〔事業番号 2125〕 休日・休日準夜・土曜準夜診療事業 ・健康推進課	〔前計画番号 2125〕 一般の診療所が休診している日曜・祝休日・年末年始及び土曜準夜の急病者が受診できるよう、目黒区医師会に委託して実施する。

## (2) 食育の推進

### 現 状

食育（様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること）は、子どもたちが生涯にわたって健やかな心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむ基礎をつくるものとして重要です。子どもの栄養、食習慣に関しては、保健予防課及び碑文谷保健センターで各種講座や個別相談を行っています。区立学校では、「学校における食育指針」に基づき、家庭・地域と連携を図りながら、食育リーダーや食育推進チームを中心に、食育の推進に取り組んでいます。また、全校に学校栄養職員（うち 12 校は栄養教諭）を配置して、学校給食を通じた食育を実践しているほか、教諭と連携して、教科や特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、食に関する指導を行っています。保育園、児童館、学童保育クラブでは、給食、行事、日常の事業を通して食に関する啓発等を行っています。

### 課 題

- 乳幼児期からの正しい食事のとり方や、望ましい食習慣の定着による食を通じた心身の健全育成を図るため、発達段階に応じた食に関する学習会や情報の提供を進めることが必要です。また朝食欠食等の食生活の乱れや過度の痩身志向、肥満や生活習慣病の増加、心身の健康問題が生じている現状を踏まえた取組も必要です。
- 学校での食育実践においては、食に関する指導を行う時間の確保や学校全体での取り組み体制の見直しが必要となっています。

### 施策の方向

- 健康学習として、子ども、親子、保護者など、対象別に講習会や体験学習などを実施します。
- 令和元年度に「学校における食育指針」を改定し、指針に基づき全校で食育を推進します。

【新規事業】

●事業番号 2201 食育レシピ本を通じた食育の推進 (学校運営課)

食育レシピ本「みんな大好き学校給食」の頒布等を通じ、主に家庭での食育の推進を図る。

現況	計画目標
平成 27 年度に「みんな大好き学校給食」発行、頒布を開始。	冊子の頒布及び掲載レシピの紹介等を通じ、主に家庭における食育の推進を図る。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 2202〕 食育推進のための普及啓発  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2202〕 食育関係者及び食育に関わる民間団体等とも連携協力して、食育の推進に関する普及啓発を図るための活動や行事を実施する。
〔事業番号 2203〕 栄養相談  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2203〕 育児学級や乳児健診等の実施時に集団、個別の栄養相談を実施する。
〔事業番号 2204〕 子ども料理教室、夏休み親子料理教室  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2204〕 主に小学生を対象として「健康な自分の体」、「栄養知識と調理」、「食品衛生」等について実施する。
〔事業番号 2205〕 プレママクッキング  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 2205〕 ハローベビークラスにおける講義の内容を基に日常生活において実践できることを取り上げ、調理実習を通じて学ぶ。
〔事業番号 2206〕 「学校における食育指針」に基づく取組  ・学校運営課	〔前計画番号 2206〕 学校と家庭・地域が連携しながら、子どもたちの「食」への意識を高め、児童・生徒一人ひとりが健全な食生活を実践することができるように策定した指針に基づく取組を実施する。
〔事業番号 2207〕 特別給食の実施  ・学校運営課	〔前計画番号 2207〕 伝統的な食文化に親しみ、それを継承することの大切さを理解するよう、日本の行事にちなんだ行事食や、各地の郷土料理、又、国際理解を深めるための世界の料理などを取り入れた特別給食を実施する。

### (3) 成長・発達に応じた切れ目のない支援

#### 現 状

平成 28 年 6 月に障害者総合支援法及び児童福祉法、同年 8 月には発達障害者支援法が改正されました。障害者に関する法整備が進められ、多様なあり方をお互いに理解し、認め合う共生社会の実現を基底に、ライフステージや障害特性に応じた、地域での自立生活に向けた支援体制の整備が一層求められることになりました。

区では、こうした法改正と社会状況の変化を踏まえ、第 1 期障害児福祉計画（平成 30 年度から令和 2 年度まで）を策定しました。障害のある子どもや成長・発達に支援が必要な子どもへの多様なニーズに応えるために相談体制の確保や、ライフステージに応じた支援に向けた施策を推進しています。

障害のある子どもや成長・発達に支援が必要な子どもは増加傾向にあり、成長や発達段階に応じた支援のニーズ及び子育てに関する家族からの相談も増加しています。

児童発達支援センター及び障害児相談支援事業所 6 か所では、乳幼児から 18 歳までの障害のある子どもや成長・発達に不安のある子ども及び家族を対象とした相談支援を行っており、相談支援事業所による計画作成は 7 割、セルフプランが 3 割となっています。（平成 31 年 3 月末現在）

また、児童発達支援センターでの未就学児を対象とした療育や民間事業者による児童発達支援事業が 9 か所、就学児を対象とした放課後等デイサービスは 12 か所となりました。各事業所において提供される支援の内容は多様となっています。

医療技術等の進歩を背景として、日常生活において人工呼吸器の使用、胃ろう等の経管栄養、たんの吸引等の医療的ケア※を必要とする子どもが増えている中、保健・医療、福祉、教育等の各分野の委員による医療的ケア児支援関係機関協議会を立ち上げ、医療的ケア児への支援について協議しています。

平成 30 年 4 月に発達障害に関する総合的な支援を行う発達障害支援拠点「ぽると」を開設し、発達障害に関するライフステージに応じた相談、本人や家族への支援、発達障害理解のための啓発などを実施しています。

区立保育園では、全保育園で 3 人程度を目安に、親の就労等で日中保育が困難な障害のある子どもの保育を行っています。障害のある子どもの放課後の居場所として児童館では、様々な工夫をした事業を行い、子ども同士が交流する「あそびのつどい」は全館で実施しています。学童保育クラブでは、全クラブで原則として受け入れ、障害のある子どもの保育を行い、受入れ年齢を 6 年生までとしています。経済的支援として児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当の支給を行っています。

小学校就学前から中学校卒業後までの一貫した支援を行っていくために、公私立の幼稚園・こども園・保育園等と連携し、小学校就学前の幼児の保護者と教職員を対象とした教育、医療、心理の各専門家による相談事業である「小学校就学前ガイダンス」を行うとともに、保護者への早期からの情報提供に努めています。また、小学校就学後は保

護者や関係機関との連携を図りながら、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、学校間・関係機関での引継ぎに活用しています。

めぐろ学校サポートセンターでは、18歳以下の子どもとその保護者を対象にして、心理職の教育相談員による来所・電話による教育相談を実施し、面接、プレイセラピー、発達検査などを行っています。相談件数や発達検査実施件数は、近年増加しています。また、平成30年度からは、夏季休業明け直前の3日間、夏のこども電話相談を開設したほか、ペアレントトレーニングに関する保護者向け講習会を実施しています。

## 課題

- 令和元年度から、相談窓口を「子育て世代包括支援センター」として、それぞれの相談機関が連携して対応していますが、より利用しやすい相談支援方法の検討が必要です。
- 発達に支援の必要な子どもや障害のある子ども及び家族に対する相談支援の充実や、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を行うために療育機関、保育園、小中学校、学童保育クラブ、特別支援学校など福祉や教育機関などの関係機関の連携が求められています。
- 小学校就学前の幼児の保護者を対象とする就学情報の提供を一層充実していく必要があります。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて多様なニーズにこたえていくため、支援の質の向上や支援内容の適正化が求められています。
- 医療的ケア児に対する保健・医療、療育機関、保育園、小中学校、学童保育クラブ、特別支援学校など福祉や教育機関などのさらなる連携が求められています。
- 区内には重症心身障害児を対象とする事業所がなく、近隣区の事業所に通所せざるを得ないため、医療的ケアが必要な重症心身障害児等の安定した通所が図れるように、区内に重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業や放課後等デイサービスの整備が求められています。
- 障害の有無に関わらず同じ地域の中で成長できる環境と支援体制の整備が求められています。

## 施策の方向

- 目黒区第1期障害児福祉計画に基づき、発達に支援の必要な子どもや障害のある子どもと家族が、地域で安心して暮し続けるために必要な支援を提供していきます。
- 児童発達支援センター、発達障害支援拠点、障害児相談支援事業所等により、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、訪問相談を含む相談支援の充実を図ります。
- 発達に支援の必要な子どもや障害のある子どもを安心して育てていけるように、居宅サービスやレスパイト事業、移動支援等のサービス提供、ペアレントトレーニング等

の家族に寄り添う支援を充実していきます。

- 児童発達支援、放課後等デイサービスの提供にあたっては、児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに基づき、各事業の支援の質の向上や支援内容の適正化を推進していきます。
- 医療的ケア児支援関係機関協議会による検討を継続し、医療的ケアが必要な重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業、放課後等デイサービスを整備していきます。
- 発達障害支援拠点において、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援を行い、啓発事業を通して地域に発達障害を理解する人を増やしていきます。
- めぐろ学校サポートセンターの相談体制を強化するとともに、区立幼稚園・こども園と連携して、ペアレントトレーニングに関する保護者向け講習会を実施していきます。
- 今後も、保護者や関係機関等との、早期からの連携、小学校就学前から中学校卒業後までを見通した連携による支援体制を充実していきます。
- 学童保育クラブでは、障害のある子どもが入所を希望する学童保育クラブで受け入れができるよう環境を整備していきます。

## 【新規事業】

### ●事業番号 2301 発達障害※支援事業 (障害福祉課)

社会福祉法人に委託し、発達障害に関する相談・本人や家族への支援・発達障害理解のための啓発など、発達障害に関する総合的な支援を行う発達障害支援拠点を運営する。

現況	計画目標
平成 29 年度 委託事業者公募・選定 平成 30 年度 事業開始	本人・家族への支援、発達障害理解のための啓発等の充実を図る。

## 【拡充事業】

### ●事業番号 2302 保護者への早期からの就学情報提供と就学相談 (教育支援課)

保護者向け就学相談パンフレット等の配布と区ホームページでの公開、就学相談員派遣による就学情報の提供などにより、保護者への早期からの就学情報提供と就学相談の充実を図る。

現況	計画目標
保護者向け就学相談のしおりの配布・啓発リーフレットの発行、区ホームページでの理解啓発を行っている。また、公私立の幼稚園こども園・保育園等を通じて、就学支援シートの保護者向け配布を行っている。	保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実を図る。

### ●事業番号 2303 児童発達支援センター (相談部門) (障害福祉課)

施設の有する専門機能を活かし、障害児や発達に支援の必要な児童及びその家族からの相談に応じる。また、障害児を預かる施設への援助・助言等を行い、児童発達支援センターとして地域の中核的な発達相談機関の機能を果たす。子育て・教育・保健医療等関係機関との連携を図り、ネットワークを確立し、児童への切れ目のないきめ細やかな支援の提供を図る。

現況	計画目標
〔前計画番号 2302〕 ・平成 26 年 8 月より児童発達支援センターとして、18 歳未満の児童の相談に対応する。 ・地域の事業者や関連所管と連携し、必要な情報を共有する。	18 歳までの児童に関する相談を充実させる。 27 年度から計画相談、障害児相談支援を開始し、ライフステージが変わっても途切れることのないきめ細やかな支援を図る。また計画相談等を介して、地域の子育て・教育・保健医療等関連分野との連携を深める。

●事業番号 2304 児童発達支援センター（療育部門）（障害福祉課）

各園児に集団療育と心理言語個別指導、作業療法士による指導を行う。必要な児童には理学療法士の個別指導がある。すくすくのびのび園在籍児が併用する保育園・幼稚園への専門職・職員による訪問と支援方法の協議・共有を実施する。

すくすくのびのび園に在籍する年長児の就学に関する取組を支援する。

現況	計画目標
<p>〔前計画番号 2306〕            集団療育 15クラス 定員 114名。            各園児に集団療育と心理言語個別指導、作業療法士による指導を行う。必要な児童には理学療法士の個別指導がある。すくすくのびのび園在籍児が併用する保育園・幼稚園への専門職・職員による訪問と支援方法の協議・共有を実施する。            すくすくのびのび園に在籍する年長児の就学に関する取組を支援する。</p>	<p>集団療育・個別療育を継続し、児童の発達を促す。            相談の機会を設け、家族支援を強化する。            相談部門の協力を得て、児童の関連する機関と連携を深める。</p>

【継続事業】

事業名	事業概要
<p>〔事業番号 2305〕            特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対する早期からの一貫した支援            ・教育支援課</p>	<p>〔前計画番号 2304〕            医師、学識経験者、教育相談員が助言者として、申込みのあった幼稚園、こども園、保育園等を訪問し、在籍する幼児の集団生活上の困難さを改善するための教育的支援について、教職員及び保護者からの相談を受け、幼児の行動観察や助言を行う、小学校就学前ガイダンスを実施する。</p>
<p>〔事業番号 2306〕            学童保育クラブでの障害のある子どもの保育の充実            ・子育て支援課</p>	<p>〔前計画番号 2307〕            障害のある子どもの受け入れ人数を緩和し、保護者・子どもの希望に添うように保育を行う。また、4年生以降の利用についても拡大し、6年生までの保育を行う。</p>
<p>〔事業番号 2307〕            障害のある子どもへの居場所の提供            ・子育て支援課</p>	<p>〔前計画番号 2308〕            障害のある子どもが児童館で過ごすことができるように保護者と連携しながら充実を図る。障害のある子どものランドセル来館での利用も引き続き行う。障害のある子どもが参加しやすい事業として、「あそびのつどい」を実施する。年1回、児童館を利用する障害のある子どもの保護者と懇談会を実施し、保護者同士の交流・意見要望などを通して情報交換を行い居場所の充実を図る。</p>

事業名	事業概要
<p>〔事業番号 2308〕 子どもの成長に合わせたサポート体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課</li> <li>・保育課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 2309〕 すくすくのびのび園が平成 26 年度に児童発達支援センターとして機能の充実と拡大を図ることにより、乳幼児から 18 歳未満までの特別な支援を要する児童に対し、早期発見早期支援及び学齢期に渡る一貫した支援体制を整備する。児童に関わる関係機関とのネットワークをさらに強化し、ライフステージに応じた教育分野、子育て分野、保健医療分野等との横断的なサポートシステムを構築する。</p>
<p>〔事業番号 2309〕 居宅介護（ホームヘルプ）サービス等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 2310〕 障害児も含め、障害のある人の自立・介護者の介護軽減のため、自宅で入浴、排せつ、食事等の居宅介護サービス等を行う。</p>
<p>〔事業番号 2310〕 短期入所（ショートステイ）サービスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 2311〕 家族の疾病等により、一時的に障害児が日常生活を営むことが困難になった場合に、短期間、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行う。</p>
<p>〔事業番号 2311〕 緊急時等見守り事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 2312〕 家族の疾病等により、緊急かつ一時的に障害児が日常生活を営むことが困難になった場合に、あらかじめ届出をした指定介護人や障害福祉サービス事業所のヘルパーが居宅で見守りを行う。</p>
<p>〔事業番号 2312〕 移動支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 2313〕 障害児が余暇活動等の社会参加のための必要な外出を行う際に移動支援を行う。また、高等部までの障害児で保護者の就労、疾病、事故等により必要とする送迎が困難な場合、通学の介助を行う。</p>
<p>〔事業番号 2313〕 区立幼稚園・こども園での障害のある幼児の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 2314〕 区立幼稚園・こども園での集団保育の可能な障害のある幼児の受入れを促進するため、幼稚園・こども園特別支援補助員を配置するなど諸条件を整備する。</p>
<p>〔事業番号 2314〕 私立幼稚園心身障害児教育事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 2315〕 心身障害児教育の充実と発展を図ることを目的に、心身障害児の就園する目黒区内の私立幼稚園に対して補助金を支給する。</p>

事業名	事業概要
〔事業番号 2315〕 障害のある乳幼児の保育の充実 ・ 保育課	〔前計画番号 2316〕 発達の違いや心身に障害のある乳幼児を健常児との統合保育によって発達を促し、障害児保育を充実する。
〔事業番号 2316〕 障害児福祉手当の支給 ・ 障害福祉課	〔前計画番号 2318〕 政令で定められた障害程度に該当する障害児を対象に、生活の安定を確保するため、障害児福祉手当の受付及び給付事務を行う。
〔事業番号 2317〕 児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当 ・ 子育て支援課	〔前計画番号 2319〕 障害を有する児童の監護・養育者に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。
【再掲】 〔事業番号 1108〕 教育相談 ・ 教育支援課	〔前計画番号 3213〕 めぐる学校サポートセンターにおいて来室教育相談、電話教育相談を実施し、児童・生徒及び幼児の心身の健全な発達を図るため教育上の様々な問題について相談に応じる。

## (4) 多様な保育の充実

### 現 状

保育園に入園を希望する保護者は年々増加しており、平成 29 年 4 月の待機児童数は 617 人と過去最大となりました。

これを受けて、区では、私立認可保育園等の整備の取組を加速し、29・30 年度の 2 年間で新たに 1,686 人分の保育施設の定員を確保した結果、平成 31 年 4 月 1 日時点の待機児童数は 79 人となり、ピーク時の 617 人と比較すると 2 年間で 12.8%まで減少しました。

平成 31 年 4 月の区内の認可保育園は区立保育園が 20 園、私立保育園が 53 園、合計 73 園で、定員の合計は 5,795 人となっています。通常の保育時間は午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までで、保育園によって時間は異なりますが全園で延長保育を実施しています。

認可保育園の他に東京都認証保育園や、家庭福祉員、小規模保育園、事業所内保育園が利用されています。区立のこども園では、中・長時間の保育を 2 園で実施しています。

また、保育園等に通わずに家庭で保育を行っている保護者が、病気やけがなどにより保育ができなくなったときに一時的に預かる緊急一時保育は全区立保育園で受け入れており、保護者のリフレッシュ等のために利用できる一時保育は認可保育園 9 園と認証保育園 2 園で実施しています。

さらに、園庭が園舎に隣接していない保育園が増加してきており、子どもの遊び場の確保が課題となっています。区は平成 30 年度から保育園の子どもを広い公園に送迎する「ヒーローバス（登録商標第 6158361 号）」を運行して、子どもがのびのびと体を動かせる機会を確保しています。

平成 31 年 4 月 1 日現在、学童保育クラブについては、公設が 26 所、民設が 4 所、合計 30 所あり、受入れ可能数の合計は 2,003 人です。保育時間は下校時から午後 6 時 15 分まで、学校休業日の平日は、午前 8 時 15 分から午後 6 時 15 分まで、土曜日は午前 8 時 30 分から午後 6 時までで、全施設一律で実施しています。なお、平町、烏森第二、そらのした学童保育クラブは、午前 8 時から午後 7 時までの延長保育を実施しています。

学童保育クラブの需要は、年々高まっています。区内小学生人口の増加も相まって、放課後に安心安全の子どもの居場所として、子どものいる家庭の生活状況の変化や就労など様々な理由で、学童保育クラブを希望する家庭が増加しています。

## 課題

- 保育園の待機児童が解消した後も待機児童ゼロを維持できるよう、取り組んでいく必要があります。
- 緊急一時保育、一時保育は定員があり、希望した保育園を利用できないこともあり定員を拡大する必要があります。
- すべての子どもの健やかな成長・発達を等しく確保するため、適切な環境で保育サービスを受けられるよう、保育園利用者のニーズを踏まえたサービス拡充や、保育の質の向上のため、様々な取り組みが必要です。
- 学童保育クラブの保育需要を見据えた整備に取り組む必要があります。また、児童の安心安全への意識の高まりから、校外に移動することのない小学校内への整備が求められています。
- 児童数の増加により、小学校も学級増となっているため、条件整備をしながら、小学校内に学童保育クラブ事業の実施場所を確保していく必要があります。

## 施策の方向

- 幼児教育・保育の無償化による影響や女性就業率の向上などの要因で伸びると予想される保育需要に合わせ、民設民営の認可保育園を中心に整備を進めていきます。
- 緊急一時保育については、区内 5 か所に拠点園を設け、拠点園での定員を 3 人まで拡大し、一時保育については新規開設の認可保育園でスペースを確保し実施していきます。
- 保育園の園児を敷地の広い公園へ送迎する「ヒーローバス」を活用・拡充し、保育環境の充実を図ります。
- 病気やけがなどで保育園をお休みし、保護者の仕事などの理由で家庭で保育する人がいないため、ベビーシッターを利用する際の費用の一部を助成していきます。
- 施設条件等が整った小学校内に学童保育クラブを整備していきます。小学校内に学童保育クラブが整備できない場合、これまでと同様に区有施設や民間活力の活用による整備も検討していきます。

**【新規事業】**

●事業番号 2401 「ヒーローバス」運行事業 (保育計画課・保育施設整備課)

〔事業概要〕 幼児専用車「ヒーローバス」を用い、保育園の子どもたちと保育士を  
近くの敷地の広い公園等まで送迎する。

〔対象者〕 3歳児クラス以上の子ども

現況	計画目標
30年度末 「ヒーローバス」1台運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度からは2台で運行しています。</li> <li>保育園の子どもたちがのびのびと屋外で遊べる機会を確保できるよう、令和2年度から「ヒーローバス」の増車(3台目)を行います。また、「ヒーローバス」のさらなる活用方法について検討します。</li> </ul>

●事業番号 2402 訪問型病児・病後児保育利用料助成 (保育課)

〔事業概要〕 病児・病後児保育対応のベビーシッターを利用する保護者に対し、利用に  
要した費用の一部を助成

〔対象者〕 目黒区内に住所を有し、認可保育園、家庭福祉員、小規模保育、認証保育  
園などの認可外保育施設(区外施設も含む)、こども園等を利用している  
保育の必要な未就学児

現況	計画目標
30年度末 延べ申請者数 13名	実績を精査し課題等を検討する。

**【拡充事業】**

●事業番号 2403 放課後児童健全育成事業の推進 (子育て支援課)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生(1~6年生対象)に対し、授業終了  
後の放課後に、児童館や小学校内施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児  
童の健全な育成を図る。

現況	計画目標
<p>〔前計画番号 2401〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度、令和元年度に学童保育クラブを3か所新設した。今後は、放課後子ども総合プランと連動した放課後の居場所づくりを拡大していく。合わせて、各児童館においてランドセル来館事業を継続実施している。</li> <li>目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を踏まえた運営をする私立学童保育クラブが令和元年度に1か所開設し、令和2年度に1か所新設する。</li> </ul>	<p>学童保育クラブの保育需要を見据えた整備に取り組む必要がある。また、児童の安全安心への意識の高まりから施設条件等が整った小学校内に学童保育クラブ整備を検討する。小学校内に学童保育クラブが整備できない場合、これまでと同様に区有施設や民間活力の活用による整備も検討する。</p> <p>目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、目黒区学童保育クラブ保育指針を踏まえた運営を行い、区が監督者の立場にたって、民間事業実施者に保育の質を確保した事業展開を求めていく。</p>

●事業番号 2404 学童保育クラブ整備【実】(子育て支援課・放課後子ども対策課)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（1～6年生対象）に対し、授業終了後の放課後に、児童館や小学校内施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。

現況	計画目標
〔前計画番号 2404〕 ・30所の学童保育クラブを小学校区域ごとに配置し運営 公設公営 17所 公設民営 9所 民設民営 3所 私立 1所	・令和2年4月までの新設・拡充整備 東根第二学童保育クラブの新設、駒場小内学童保育クラブ(仮称)の新設、下目黒小内学童保育クラブ(仮称)の新設、八雲小内学童保育クラブ(仮称)の新設、田道小内学童保育クラブの拡充 令和2年度中に放課後総合プラン本格実施のための計画を策定する。そして、令和3年度以降に開設することが望ましい小学校については教育委員会と調整しながら、一体型事業を中心とした放課後子ども総合プランの実施に向けて、できる限り小学校内に学童保育クラブを整備していく。

●事業番号 2405 ファミリー・サポート・センターの充実 (子育て支援課)

子育てを支援する人(協力会員)、子育てを支援してほしい人(利用会員)が登録をし区民相互の子育て支援活動として、必要なときに子どもを預かる等の支援を行う。

現況	計画目標
〔前計画番号 2405〕 活動件数 4,898件 延利用件数 6,007件 利用会員数 763人 協力会員数 399人 (30年度実績)	相互援助の理解と周知、協力会員の拡大

●事業番号 2406 認可保育園整備 【実】 (保育計画課・保育施設整備課)

〔事業概要〕 保育園の待機児童が解消した後も民設民営による私立保育園（賃貸型認可保育園含む）の設置等により、待機児童ゼロの維持を図る。

現況	計画目標
〔前計画番号 2406〕	認可保育所開設（国有地）
30年度末（平成31年4月1日時点）	2か所 定員 265人
定員	認可保育所開設（区有地）
公設公営 1,856人	1か所 55人
公設民営 244人	認可保育所開設（賃貸型）
民設民営 3,695人	14か所 884人
計 5,795人	（その他定員変更等）
整備数	2か所 30人
公設公営 17か所	【3年度】
公設民営 3か所	（国有地）
民設民営 53か所（分園含む）	1か所 定員 70人程度
計 73か所	（区有地）
	2か所 210人程度
	（賃貸型）
	4か所 240人程度
	【4年度】
	（区有地）
	1か所 定員 80人程度
	（賃貸型）
	1か所 60人程度
	【5年度】
	（賃貸型）
	1か所 60人程度
	【6年度】
	（賃貸型）
	1か所 60人程度
	〔2～6年度目標量（集計）〕
	（国有地） 3か所 定員 335人程度
	（区有地） 4か所 定員 345人程度
	（賃貸型） 21か所 定員 1,304人程度
	（その他定員変更）
	2か所 定員 30人

●事業番号 2407 認可保育園整備（区立保育園の民営化）【実】（保育施設整備課）

〔事業概要〕区立保育園の老朽化等の課題に対応するとともに、待機児童の解消と保育ニーズの多様化を踏まえ、区立保育園の民設民営化を進める。

現況	計画目標
〔前計画番号 2408〕 区立保育園の民営化 平成 29 年度 1 か所 令和元年度 1 か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立保育園の民設民営化を実施 令和 2 年度 1 か所 令和 7 年度 1 か所（令和 5 年度末閉園後、令和 7 年度に私立園として開園）</li> <li>公設民営園の民設民営化を実施 令和 2 年 4 月 2 か所 令和 4 年 4 月 1 か所</li> </ul>

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 2408〕 認証保育園支援  <ul style="list-style-type: none"> <li>保育課</li> <li>保育施設整備課</li> </ul>	〔前計画番号 2407〕 認可保育園を補完し待機児童の解消に寄与している認証保育園については、引き続き運営支援を行うとともに、認可保育園への移行等の支援を行う。
〔事業番号 2409〕 地域型保育事業整備  <ul style="list-style-type: none"> <li>保育課</li> <li>保育計画課</li> </ul>	〔前計画番号 2402〕 子ども・子育て支援新制度により創設された、19 人以下の少人数の単位で待機児童の多い 0 歳～2 歳児の保育を行う地域型保育事業※（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）について、引き続き運営支援を行う。
〔事業番号 2410〕 区立こども園の中・長時間保育  <ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営課</li> </ul>	〔前計画番号 2403〕 働きながら幼稚園教育を受けさせたいといった多様化する保護者のニーズに対応するため、区立こども園の中・長時間保育を実施する。また、中時間保育の保育区分を設けることにより、子ども・子育て支援新制度で示されたパートタイムなどの就労者へのニーズにも応えていく。
〔事業番号 2411〕 延長保育  <ul style="list-style-type: none"> <li>保育課</li> <li>保育計画課</li> </ul>	〔前計画番号 2409〕 入所している子どもで、保護者の就労時間の関係で、通常保育時間以降に保育が必要な子どもを保育する。引き続き、認可保育園の新規開設と合わせて、実施可能な保育園の整備を進めていく。

事業名	事業概要
〔事業番号 2412〕 一時保育（一時預かり事業）  ・ 保育課	〔前計画番号 2410〕 ①緊急一時保育 保護者の疾病やけが等により短期的に保育が必要な児童を、保育園で保育する。 ②一時保育 家庭で育児にあたる保護者のリフレッシュ等のために、保育園等で、日・時間単位で一時的に児童を預かる。
〔事業番号 2413〕 病後児保育  ・ 保育課	〔前計画番号 2411〕 保育園に通所中の児童等であって、病気の回復期にある（病後児）ことから、保育園等での集団保育が困難な児童を、専用の施設で一時的に預かる。
〔事業番号 2414〕 病児保育  ・ 保育課	〔前計画番号 2412〕 保育園に通所中の児童等であって、回復期に至っていない（病児）ことから、保育園等での集団保育が困難な児童を、専用の施設で一時的に預かる。
〔事業番号 2415〕 休日保育  ・ 保育課	〔前計画番号 2413〕 保護者の就労等で、日曜日、祝日に保育が必要な子どもを保育する。
〔事業番号 2416〕 家庭福祉員制度  ・ 保育課	〔前計画番号 2414〕 就労等で保育が必要な3歳未満の子どもを、区の認定した家庭福祉員がその自宅等で保育する。
〔事業番号 2417〕 年末保育  ・ 保育課	〔前計画番号 2415〕 保護者の就労等で、年末に保育が必要な子どもを保育する。
〔事業番号 2418〕 認可外保育施設保育料助成  ・ 保育課	〔前計画番号 2416〕 認可保育園に入園できなかったために認証保育園等を利用せざるをえなかった「保育が必要な世帯」に対し保育料の一部を助成することにより、認可保育園の保育料との格差是正と経済的負担の軽減を図る。
〔事業番号 2419〕 第三者評価  ・ 保育課	〔前計画番号 2417〕 認可保育園及び認証保育園において、福祉サービス第三者評価を行い保育サービスの質の向上を図る。また、評価結果を公表することで利用者が施設の選択をしやすくする。

## 基本目標Ⅲ 子どもがすべての家庭で大切にされる

### (1) 安心して出産できる環境の支援

#### 現 状

子どもがすべての家庭で大切にされるためには、安心して出産できる環境の整備が必要です。区では、妊産婦の健康を守り、生まれる子どもの健やかな発育と発達を支えるために、平成29年4月から、妊娠届を提出された全妊婦を対象に面接を行う「ゆりかご・めぐろ事業」を実施しています。面接時に妊婦の健康状態や家庭の実情等を把握し、必要な情報提供や相談対応、特定妊婦に対して支援プランの策定を行っています。母子が健康に過ごすために妊婦健康診査や妊婦及び産後1年以内の産婦を対象とした妊産婦歯科健康診査を実施するとともに両親学級や育児教室等を開催しています。

出産後は、保健師や助産師が行い、育児に関する相談に応じるとともに、育児指導や助言を行っています。

令和元年度から、育児不安や心身の不調があり、家族等から十分な支援が受けられない産後4か月ころまでの産婦を対象に、産後ケア事業（訪問型）を実施しています。区が委託した助産師が、家庭訪問し、乳房ケアや乳児の体重測定、育児相談などに対応しています。

また、保健予防課、碑文谷保健センター、子育て支援課を「子育て世代包括支援センター」として位置づけ、妊娠期から出産、子育て期を通じて切れ目ない支援を目指し、それぞれの機関が連携してライフステージに応じた総合的な支援に取り組んでいます。

#### 課 題

- 妊産婦の健康を守り、生まれる子どもの健やかな発育と発達を支える健康診査や相談支援を充実することが必要です。
- 妊娠期から母子の健康管理や疾病の早期発見・早期治療等のために妊婦健康診査等の受診について丁寧に説明するなど、普及・啓発を行う必要があります。
- 妊婦面接で支援を必要とする特定妊婦※を把握し、妊娠期から出産、子育て期にわたり、より適切な支援を行うために医療や福祉等の関係機関との連携体制を整備する必要があります。
- 妊産婦・新生児訪問及び乳児家庭全戸訪問により、母子全員の状況を把握し、早期から育児不安の軽減や虐待予防に努める必要があります。
- 子育て世代包括支援センターによる相談支援の充実を図るために、産後ケア事業の拡充や母子保健事業と子育て支援事業の連携を強化する必要があります。

○育児学級等については、受講者の多様なライフスタイルやニーズに合わせたプログラムを検討する必要があります。

## **施策の方向**

- 安全、安心な出産のために、妊婦健診を適切な時期に適切な回数を受診できるよう引き続き普及・啓発を行います。
- 妊婦面接で把握した特定妊婦※等への支援について子育て支援部や医療、福祉等の関係機関と連携し支援体制を整備します。
- 妊産婦・新生児訪問および乳児家庭全戸訪問により、4か月健診ころまでに母子の全数把握を行い状況に応じて必要な支援を講じ育児不安の軽減や虐待予防に努めます。
- 利用者の状況やニーズに対応できるよう産後ケア事業を拡充します。
- パパママの育児教室や育児学級等について、受講しやすい実施方法を検討します。

## 【新規事業】

- 事業番号 3101 ゆりかご・めぐろ事業（妊婦面接相談）（保健予防課・碑文谷保健センター）

妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えるために平成29年度より、ゆりかご相談員（保健師等）が、面接を実施し、情報提供や相談対応を行う。継続的に支援が必要な妊婦には支援プランを作成し、関係機関等と連携し見守りや支援を行う。

現況	計画目標
平成29年度から開始 平成30年度 継続実施 令和元年度 継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦面接率の向上を図る。</li> <li>・支援プランを作成した妊婦に対して、継続支援ができるよう、関係機関と連携し、支援体制を構築する。</li> </ul>

- 事業番号 3102 産後ケア事業（碑文谷保健センター）

目黒区内に在住する（区内に住民登録がある）産後4か月ころまでの、心身の不調や育児支援が得られないなどの母子に対し、ケアや育児指導等を行う。

現況	計画目標
令和元年度から産後ケア（訪問型）を開始 令和元年度中に産後ケア（宿泊型）を開始予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後ケア事業が、必要な方に利用できるよう普及・啓発していく。</li> </ul>

- 事業番号 3103 子育て世代包括支援センター事業（碑文谷保健センター）

保健予防課、碑文谷保健センター、子育て支援課を子育て世代包括支援センターと位置づけ、目黒区内に在住する妊産婦並びに乳幼児から18歳未満の子どもとその保護者を対象に関係機関等との連絡調整を行い支援を行う。

現況	計画目標
令和元年度から開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センター事業を着実に実施し、安心して子育てができるよう子育て家庭を支援していく。</li> </ul>

## 【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 3104〕 妊婦健康診査  <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健予防課</li> <li>・碑文谷保健センター</li> </ul>	〔前計画番号 3101〕 妊娠の届出をした妊婦に対して、妊婦死亡率の低下や妊娠中の母体と胎児の健康を守るため、妊娠中に14回医療機関に委託して健康診査を実施する。妊娠超音波検査、妊婦子宮頸がん検診も1回公費負担する。

事業名	事業概要
〔事業番号 3105〕 妊産婦・新生児・未熟児訪問指導・乳幼児全戸訪問事業  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 3102〕 新生児・未熟児に対して、保健師又は委託による助産師が訪問し、指導を行う。 子育て家庭の福祉を増進及び、児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待の早期発見を目的として、乳児家庭に対して訪問を行う。
〔事業番号 3106〕 産前・産後支援ヘルパー派遣事業  ・子ども家庭課	〔前計画番号 3103〕 新生児家庭に対し、一定期間、産前・産後支援ヘルパーを派遣し、育児・家事のサービスを提供する。
〔事業番号 3107〕 ハローベビークラス・サロン  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 3104〕 主に初妊婦を対象に、妊娠・出産・育児等について必要な知識を習得し、理解することや交流を目的として実施する。
〔事業番号 3108〕 パパママの育児教室  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 3105〕 父親の育児参加を促すとともに、はじめての育児を支援するため、沐浴実習や育児体験等を実施する。
〔事業番号 3109〕 妊娠高血圧症候群等医療費助成  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 3106〕 妊娠高血圧症候群は、妊産婦の死亡原因になるとともに、未熟児等の発生原因となるなど出生児に対する影響もあり得るため早期に適切な医療を受けることを容易にするため必要な医療費の助成を行う。
〔事業番号 3110〕 保健指導（保健指導票の交付）  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 3107〕 生活保護世帯や非課税世帯の妊産婦・乳児に対し、専門医の保健指導が無料で受けられる保健指導票を交付する。
〔事業番号 3111〕 妊産婦歯科健診  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 3108〕 妊産婦の歯科疾患の予防及び早期発見による口腔衛生向上を図るため、目黒区歯科医師会に委託して歯科健診を実施する。
〔事業番号 3112〕 入院助産費用の援助  ・子ども家庭課	〔前計画番号 3109〕 経済的理由で病院に入院して出産することが困難な妊産婦に対して、指定の助産施設（病院、助産院）での出産費用を援助する。所得制限があり、また費用の一部本人負担がある。

事業名	事業概要
〔事業番号 3113〕 養育医療（未熟児養育医療）費助成  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 3110〕 未熟児であって入院養育が必要のため、指定医療機関に入院した者を対象に、社会保険等の自己負担分を公費で負担する。
〔事業番号 3114〕 小児慢性疾患の医療費助成  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 3111〕 小児慢性疾患をもつ児童を対象に、社会保険等の自己負担分を助成する。
〔事業番号 3115〕 育成医療費助成  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 3112〕 18歳未満の児童で身体上の障害をもった児童又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童に対して早期に適切な治療を受けるため、医療費を助成する。

## (2) 家庭における子育て力の向上

### 現 状

家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要ですが、三世帯世帯の割合の低下や一人親家庭の割合の上昇など、世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、各家庭の抱える課題も複雑化しています。

支援を必要とする家庭への働きかけや、子育て支援への取組をより充実させることは、保護者の子育て力を向上させることへつながります。保護者が、安心して子育てや教育を行い、子どもに対しての「学びの基礎」を築くことができるよう、家庭教育の自主性を尊重しながら、子どもの生活習慣の習得や自立心をはぐくむ学習機会を提供しています。

区では、母親が孤立せず安心して育児ができるよう、保健師等専門職が、随時個別相談に応じるとともに、産後ケア事業による母子のケアや育児指導を行っています。あわせて、育児に関する正しい知識の普及・啓発や仲間づくりを目的として、生後1～3か月の初産婦を対象としたフレッシュママの集い、5か月児・10～11か月児を対象とした歯科衛生指導や栄養指導等を行う育児学級を開催しています。

子どもの養育にかかる費用が家計に及ぼす影響を緩和し、家庭における生活の安定を図ることで子どもの健全な育成に資することを目的として、子どもや家庭の状況に応じて、児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当が支給されています。また、子ども医療費助成制度により、中学生までの子どもの医療にかかる費用を助成しています。

区内の3歳児から5歳児の約45%は私立幼稚園に通園しています。幼児教育における保育料については、子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和元年10月から幼児教育無償化が施行されました。しかし、私立幼稚園児保護者に対し、さらなる経済的な負担を軽減するための補助事業を実施し、幼児教育の振興と充実を図っていきます。

また、経済的理由により就学が困難な家庭の国公立小・中学生に対して就学援助を行っています。

核家族化が進み、また地域との中での人と人とのつながりが薄くなる中で、子育てに不安や負担を感じる家庭があります。一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう子育て家庭の身近な場所で相談に応じ、個別ニーズを把握して適切な施設や事業を円滑に利用できるように利用者支援事業を実施しています。あわせて児童館等への出張相談を実施し、より利用者に近いところへ出向き相談を受けています。

また、子どもの誕生前の準備から学童期までを対象にした総合的な子育て情報誌「めぐろ子育てホッとブック」を発行しています。保健予防課・碑文谷保健センターが実施する乳幼児健診や育児学級などの機会を通じて、また、児童館や保育園などが実施す

るひろば事業、めぐろ学校サポートセンターが実施する教育相談等で子育てや教育に関する相談や情報提供を行っています。

## 課題

- 安心して子育てをするために、必要な時に適切な情報を入手できるように、インターネット等での情報提供の充実と、多様な媒体を活用した、迅速な情報発信仕組みづくりが必要です。
- 子育てに関する情報を、必要とする方にわかりやすく、利用しやすい形で提供していく必要があります。
- 子育てに不安を感じている、どこに相談したらよいかかわからないという方に対しサービスを周知し、支援を行っていく必要があります。
- 育児学級やフレッシュママの集いについては、利用者のニーズに合わせた実施方法等を検討する必要があります。
- 随時、育児に関する悩み等に対応するために、保健師等専門職が電話や面接、訪問等を行う体制を維持する必要があります。
- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力の向上をめざして、家庭におけるしつけや子どもに対する保護者のかかわり方などを学ぶ機会の提供や情報提供などの支援を進める必要があります。
- 時代とともに変化している保護者のニーズや興味に、より柔軟に対応した事業が求められています。
- 子育てに関する不安や負担を感じる家庭が多く存在し、様々な要因が複雑に絡み合った相談が増えており、職員の相談対応力の向上や関係機関の連携が求められています。

## 施策の方向

- 私立幼稚園の園児保護者に対する支援を継続して実施します。
- 経済的理由により就学が困難な家庭の国公立小・中学生に対する就学援助を継続していきます。
- 育児学級やフレッシュママの集いでは、正しい知識の普及・啓発だけでなく交流の場を提供し仲間づくりの支援を行うなど、内容の充実を図ります。
- 随時、個別相談に対応するために、保健師等専門職が電話や面接、訪問等により対応できる体制を継続していきます。
- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育に関する学習機会の提供を行い、子どもの生活習慣の習得や自立心の育成に向けて、より効果的な支援を行うための検討を進めていきます。
- 保護者の状況に対応した家庭教育の多様な支援をしていきます。
- 子育てスーパーバイザーを相談機関に派遣し、職員が専門的な相談にも対応できるように援助していきます。また、関係機関のネットワークを通して連携した対応を図る

ていきます。

- 総合的に情報を提供したり、インターネットなどの活用により、子育てに関する情報を利用者が使いやすい形で提供していきます。
- 電話や面談、訪問相談を実施し、安心して子育てできるように支援するとともに、出張相談の充実など、利用者の身近な場所で相談を受けられる体制を作ります。

## 【新規事業】

### ●事業番号 3201 利用者支援事業（基本型）の実施（子育て支援課）

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるように子育て家庭の身近な場所で相談に応じ、個別ニーズを把握して適切な施設や事業を円滑に利用できるように支援する。

現況	計画目標
18歳未満の子どもに関する事で、電話相談、来所相談等の子育て総合相談を実施している。	利用者の個別ニーズにあわせた情報提供や相談などの利用者支援を行う。 利用者の身近な場所で支援を行うために、出張相談を実施する。

### ●事業番号 3202 子育て情報の提供（子育て支援課）

子育て情報ポータルサイト「めぐろ子ども・子育てネット※」及び子育てアプリを活用し、区のサービスやイベント情報、子育てに関するサービスや施設情報など、区民が利用しやすい情報提供・発信を行う。また、総合的な子育て情報誌「めぐろ 子育てホッ！とブック」を発行し、あらゆる媒体で情報が手軽に入手できるようにする。

現況	計画目標
〔前計画番号 3202〕 子育て情報誌「めぐろ 子育てホッ！とブック」を母子健康手帳交付時や子ども関連施設で配布した。 めぐろ子ども・子育てネットを再構築し、子育てアプリの開発を行った。	子育て情報誌については、民間との協働により作成、発行する。 めぐろ子ども・子育てネット及び子育てアプリについては運用を開始し、区民が利用しやすい情報提供、情報発信を行っていく。 情報発信の多言語化を検討する。

## 【拡充事業】

### ●事業番号 3203 子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実(子ども家庭課)

保護者の病気、出張などにより、一時的に児童の養育が困難となった区民の児童を、区内の児童養護施設で短期間養育する。

現況	計画目標
〔前計画番号 3201〕  延べ利用人員 24 人、延べ利用日数 92 日  (30 年度実績)	要支援家庭を対象にしたショートステイ事業の実施を検討する。 また、ショートステイの協力家庭の活用も検討し、将来的な養育家庭の担い手を増やすように図る。

●事業番号 3204 子育てスーパーバイザー派遣事業の拡充(子ども家庭課)

子育てに関する不安や負担を感じる家庭が多く存在し、最近では、様々な要因が複雑に絡み合った相談が増えている。子育てスーパーバイザーを公私立の児童館、保育園等に派遣することにより職員が専門的な相談にも対応できるようにする。また保護者からの相談にも応じる。

現況	計画目標
〔前計画番号 3212〕 延べ派遣時間 116 時間  (30 年度実績)	公立保育園や児童館・学童保育クラブに加えて、私立保育園や幼稚園・こども園も対象とし、子どもに身近な関係機関における子どもや保護者の対応スキルを向上させる。 また定期的な派遣に加えて、臨機応変な相談体制も構築する。

【検討事業】

●事業番号 3205 トワイライト事業の検討 (子ども家庭課)

子育て短期支援事業の一環として、宿泊を伴わない形で、区内の児童養護施設等で養育する。

現況	計画目標
〔前計画番号 3204〕 未実施	実施の可否も含めて、調査検討する。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 3206〕 子育て相談・子育て相談  ・子育て支援課 ・保育課	〔前計画番号 3202〕 児童館や保育園などの各施設において、保護者や子どもからの子育て・子育てに関する悩みなどに関係者・関係機関と連携しながら対応する、第一次相談窓口としての役割を充実させていく。
〔事業番号 3207〕 育児学級（5か月）、 （10・11 か月）  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 3205〕 育児に必要な知識の習得や親同士の仲間づくりを目的として実施する。
〔事業番号 3208〕 私立幼稚園等園児保護者に対する負担軽減  ・子育て支援課	〔前計画番号 3206〕 私立幼稚園等園児の保護者に対して、経済的な負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る目的から、入園料補助、保育料補助、施設等利用給付等を実施する。なお、施設等利用給付とは、幼児教育無償化の実施により、令和元年度 10 月から就園奨励費に代わり始まった制度である。

事業名	事業概要
〔事業番号 3209〕 子育て講座 ・子育て支援課	〔前計画番号 3207〕 家庭における子育て力の向上を目的として、身近なテーマを取り上げて講座を開催する。
〔事業番号 3210〕 家庭教育講座 ・生涯学習課	〔前計画番号 3208〕 学校や地域社会における集団生活のルールやマナーを子どもが身につけていけるように、家庭でのしつけ等について、学習や交流の機会を提供する。
〔事業番号 3211〕 家庭教育学級・講座の充実 ・生涯学習課	〔前計画番号 3209〕 地域社会や家庭の環境が変化する中で、どのような家庭教育が望ましいのかを保護者自身が考えあい、学び合う機会を提供する。また、PTAが家庭教育学級（区立小学校）・講座（区立中学校）にとりくみやすいよう、情報提供や学習相談を行う。
〔事業番号 3212〕 就学援助 ・学校運営課	〔前計画番号 3210〕 経済的理由により就学困難な国公立小・中学校に在学する児童・生徒に対し就学援助費を支給する。
〔事業番号 3213〕 外国人学校補助 ・総務課	〔前計画番号 3211〕 外国人学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、その授業料負担の軽減を図るために一定額の補助金を支給する。
【再掲】 〔事業番号 1108〕 教育相談 ・教育支援課	〔前計画番号 3213〕 めぐろ学校サポートセンターにおいて来室教育相談、電話教育相談を実施し、児童・生徒及び幼児の心身の健全な発達を図るため教育上の様々な問題について相談に応じる。
〔事業番号 3214〕 児童手当、子ども医療費助成 ・子育て支援課	〔前計画番号 3214〕 中学生までの児童の養育者に手当を支給し、児童の医療費を助成することにより、児童の保健の向上に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資する。

### (3) 特に配慮が必要な家庭への支援

#### 現 状

高齢出産、障害のある子ども、発達障害のある子ども、ひきこもりなど、子どもの養育、教育、健康、経済面などにおいて様々な課題を抱えて生活をしている家庭が増えています。それは、子どもの貧困や虐待につながるおそれがあり、子どもの将来に大きな影響を与えることとなります。

保健予防課・碑文谷保健センターでは、悩みを抱えた乳幼児を持つ母親の育児不安の軽減を図るためにグループワーク形式で母親の会を開催しています。また、ひきこもりや摂食障害などの思春期・青年期の子どもを持つ親を対象として思春期・青年期の親の会を開催しています。

保護者の経済状態の差による子どもの貧困に関する様々な課題が出てきています。令和元年6月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正されました。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育つ環境の整備が求められています。

また、離婚の増加等により、ひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭の多くは子どもの養育、教育、健康や住宅など、様々な課題を抱えながら生活しています。特に母子家庭にとっては、所得の低いことが深刻な問題となっており、社会的・経済的・精神的自立をめざした支援を中心とした事業を実施しています。また、父子家庭においては、子どもや子育てに関する日常的な支援を中心に実施しています。母子相談、母子及び父子福祉資金の貸付け、母子生活支援施設、ひとり親家庭ホームヘルプサービスのほか、子どもや家庭の状況に応じて、ひとり親家庭等医療費助成、児童育成手当、児童扶養手当の支給を行っています。また、民間賃貸住宅に居住するひとり親世帯に対して家賃助成などの居住支援を行っています。

区立の保育園、幼稚園・こども園、小・中学校には外国籍の子どもや外国から帰国した子どもが在籍しており、ことば、制度、文化の違いから集団生活に不安や困難を感じる子どもや保護者が多くいます。区立学校では、習熟状況に応じて個別に日本語指導を行っています。

保育園や児童館、学校等では、日本語による意思疎通に困難のある子どもや保護者等に対して、目黒区国際交流協会に依頼し、入園や入学の説明会、保護者面談、児童・生徒との面談等意思疎通が必要なときに通訳ボランティアを派遣したり、連絡文書等の文書を翻訳したりして支援しています。

## 課題

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要です。
- 外国につながる子どもの増加が見込まれる中、それらの子ども・保護者への支援や配慮をおこなっていくことが必要です。
- 思春期・青年期の親の会開催について広く周知し、親の孤立化を防ぐ必要があります。また、学齢期のひきこもりなどについては教育機関との連携を図る必要があります。
- 青少年期における精神保健について、相談体制やネットワークづくりを推進する必要があります。
- ひとり親家庭では親の就業が多様化し、休日の昼間や平日の夕方や夜間にかけて子どもだけで自宅で過ごす時間が長くなっています。
- 教科等の授業の場面では、日本語の理解が不十分なために、教師の説明が理解できない等、学習内容の習得に困難を生じている場合があります。また、日本語の理解が不十分な保護者に対して、子育て支援や教育に関する様々な制度を、的確に伝えていく必要があります。

## 施策の方向

- 悩みを抱えた母親に対し、乳幼児健診や訪問の機会等を通じ必要に応じて母親の会への参加を勧めていきます。また、思春期・青年期の親の会については区報等で周知するほか、相談等の機会を通じて周知していきます。
- 教育機関や精神保健機関との連携により、相談・支援体制を整備していきます。
- ひとり親家庭の経済的自立に効果的な資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の活用を進めていきます。また、就労支援を行うため、ハローワークとの連携に取り組んでいきます。
- 貧困状況にある子どもが孤立し、将来への希望を持たない状況にならないよう、ほっとする、安心できる「居場所づくり」・「仲間づくり」・「地域との交流」の視点で取組を進めていきます。
- 保護者が夜遅くまで働き、夕食も「孤食」にならず、栄養バランスの良い食事をとることができるよう、取組を進めていきます。
- 将来、社会人として生きていくために必要な「教育の機会」を失わないよう、取組を進めていきます。
- 児童・生徒の日本語の習得状況に応じた指導を行うとともに、各窓口では、多言語による情報提供や相談機能を充実させ、きめ細かい対応ができるよう努めていきます。また、国際交流協会と連携し、通訳・翻訳ボランティアの活用を進めていきます。

## 【新規事業】

### ●事業番号 3301 地域の学習支援団体への支援 (子育て支援課)

子どもの居場所の一つとして、地域で活動している学習支援団体を対象とし、より安定した活動ができるように支援することを目的として支援を行う。

現況	計画目標
支援方法の検討を行い、開始準備	課題等を整理し、事業を実施継続していく。

### ●事業番号 3302 子ども食堂推進支援事業 (子育て支援課)

地域での子どもの居場所の一つである「子ども食堂」という、地域の大人が、子どもやその保護者に無料または低額で食事を提供する取組への支援を行う。

現況	計画目標
平成 30 年度実績 補助団体 1 団体	継続して実施していく。

## 【継続事業】

事業名	事業概要
<b>【再掲】</b> 〔事業番号 1304〕 関係機関との連携・地域での見守り  ・子ども家庭課	〔前計画番号 1303〕 保護の必要な児童の早期発見と適切な保護を図るため、関係機関と連携し、地域での見守りを行う。
〔事業番号 3303〕 思春期・青年期親の会  ・保健予防課	〔前計画番号 3301〕 ひきこもり、不登校、摂食障害など子どもの問題に悩んでいる保護者に対し、グループや個別相談を実施し、問題に対応していく力をつける。
〔事業番号 3304〕 セカンドファミリー事業  ・子ども家庭課	〔前計画番号 3303〕 健全で温かい家庭生活を、宿泊または日帰りで経験させることにより、子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、自立を促す。
〔事業番号 3305〕 母親の会 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 3304〕 母親同士のグループワークにより育児不安の軽減を図る。
〔事業番号 3306〕 母子及び父子福祉資金貸付  ・子ども家庭課	〔前計画番号 3305〕 20 歳未満の子どもを扶養している母子及び父子家庭に、入学や修学、技能習得など自立に必要な資金を貸し付ける。
〔事業番号 3307〕 ひとり親家庭ホームヘルプサービス  ・子ども家庭課	〔前計画番号 3306〕 ひとり親家庭で、日常生活に著しく支障がある場合、ヘルパー派遣が受けられる介護券を交付する。

事業名	事業概要
〔事業番号 3308〕 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金  ・子ども家庭課	〔前計画番号 3307〕 ひとり親に対する就業支援策として、教育訓練講座の受講料の一部を支給する。
〔事業番号 3309〕 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金  ・子ども家庭課	〔前計画番号 3308〕 ひとり親に対する就業に向けた資格取得を容易にするため修業期間中訓練促進給付金を支給する。
〔事業番号 3310〕 母子生活支援施設  ・子ども家庭課	〔前計画番号 3309〕 母子家庭で生活上の様々な問題のため、子どもの養育を充分できない方が入所する施設。所得によって費用負担がある。
〔事業番号 3311〕 第三者評価  ・子ども家庭課	〔前計画番号 3310〕 母子生活支援施設において第三者評価を受審し、サービスの質の向上を図る。
〔事業番号 3312〕 ひとり親世帯に対する民間賃貸住宅居住支援  ・住宅課	〔前計画番号 3311〕 ひとり親世帯等に対して民間賃貸住宅家賃助成などの居住支援を行う。
〔事業番号 3313〕 区立幼稚園、小・中学校への通訳派遣・翻訳等の実施  ・学校運営課	〔前計画番号 3312〕 入学入園説明会、保護者面談等において児童生徒の意思疎通の場に通訳を派遣したり、連絡文書や学校便り等の翻訳を行う。
〔事業番号 3314〕 日本語国際学級・日本語教室  ・教育指導課	〔前計画番号 3313〕 日本語の理解が十分でない児童・生徒を対象に、基礎的な日本語の習得と学校生活等への適応を図る。
〔事業番号 3315〕 児童育成手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度  ・子育て支援課	〔前計画番号 3314〕 ひとり親家庭等に手当を支給し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図る。
〔事業番号 3316〕 学習支援事業  ・子ども家庭課 ・福祉総合課	〔前計画番号 3302〕 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため実施する。

## (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

### 現 状

基礎調査では、育児休業を取得した母親の割合は53.8%で、平成25年度の同様の調査と比べて9.8ポイント上昇しました。一方で出産前に退職した、忙しい、子育てや家事に専念するため退職したなどにより、取得しなかったという割合は13.1%でした。育児休業を取得した母親(582人)の中で、希望より職場復帰を早めた人は37.4%で、その中で、理由が「希望する保育園に入るため」であった人は81.7%でした。また、希望より職場復帰を遅くした人は8.2%で、その中で、理由が「希望する保育園に入れなかったため」であった人は68.8%でした。

国の調査によると、共働き世帯数は年々増加し、平成9年以降、男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っており、平成29年は1,188万世帯となっています。

一方で、6歳未満児のいる夫の1日当たりの家事時間は約30分、育児時間は約50分程度であり、男性の育児休業取得率も5.14%(平成29年度)と、依然として男性の仕事優先の働き方が続いています。

出産後も就業を継続する女性の割合は増加傾向にありますが、第1子出産前有職者のうち半数近くが第1子出産を機に離職しています。

家族の介護や看護を理由とした離職者数は年間約10万人おり、男女別では女性の割合が全体の約8割を占めています。家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状がうかがえます。

このような状況のもと、平成31年4月には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行されました。多様な働き方を可能にする社会の仕組みとともに、家事・育児・介護を分かち合う意識の醸成など、男女がそれぞれの個性や能力をいかし、仕事と生活が調和し、その両方が充実していくことのできる社会づくりが必要です。

区は、子育てと仕事の調和が実現できるよう、男女がともに協力して子育てがしやすい環境づくりや働き方に応じた保育園や学童保育クラブ等の保育サービスの提供を行っています。

保育園に入園を希望する保護者は年々増加しており、平成29年4月の待機児童数は617人と過去最大となりました。

これを受けて、区では、私立認可保育園等の整備の取組を加速し、平成29・30年度の2年間で新たに1,686人分の保育施設の定員を確保した結果、平成31年4月1日時点の待機児童数は79人となり、ピーク時の617人と比較すると2年間で12.8%まで減少しました。

認可保育園の他に東京都認証保育園や、家庭福祉員、小規模保育園、事業所内保育園が利用されています。

学童保育クラブの需要は、年々高まっています。区内小学生人口の増加も相まって、放課後に安心安全の子どもの居場所として、子どものいる家庭の生活状況の変化や就労など様々な理由で、学童保育クラブを希望する家庭が増加しています。

## 課題

- 父親の育休取得の推進を図るとともに、就労支援としての保育園等の施設整備に加えて、子どもを持つ保護者が就労しやすい環境や社会づくりを、行政、企業や区民が協働して推進し、積極的に働く人をサポートできる仕組みづくりをより推進していくことが必要です。
- 男女がともに仕事の責任を果たしつつ、家事・育児・介護等の家庭生活の責任を担うためには、ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と生活が調和した生活へと「働き方」を見直していく必要があります。また、仕事優先の意識や固定的性別役割分担の意識など、様々な要因を解消させていく必要があります。
- 保育園の待機児童が解消した後も待機児童ゼロを維持できるよう、取り組んでいく必要があります。
- 学童保育クラブの保育需要を見据えた整備に取り組む必要があります。また、児童の安心安全への意識の高まりから、校外に移動することのない小学校内への整備が求められています。

## 施策の方向

- 男女が共に仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、「目黒区男女平等・共同参画推進計画」に基づいた施策を充実させていきます。
- 幼児教育・保育の無償化による影響や女性就業率の向上などの要因で伸びると予想される保育需要に合わせ、民設民営の認可保育園を中心に整備を進めていきます。
- 施設条件等が整った小学校内に学童保育クラブを整備することを検討していきます。小学校内に学童保育クラブが整備できない場合、これまでと同様に区有施設や民間活力の活用による整備も検討していきます。

**【拡充事業】**

● **【再掲】事業番号 2404 学童保育クラブ整備（子育て支援課・放課後子ども対策課）**

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（1～6年生対象）に対し、授業終了後の放課後に、児童館や小学校内施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。

現況	計画目標
〔前計画番号 2404〕 ・30所の学童保育クラブを小学校区域ごとに配置し運営 公設公営 17所 公設民営 9所 民設民営 3所 私立 1所	・令和2年4月までの新設・拡充整備 東根第二学童保育クラブの新設、駒場小内学童保育クラブ（仮称）の新設、下目黒小内学童保育クラブ（仮称）の新設、八雲小内学童保育クラブ（仮称）の新設、田道小内学童保育クラブの拡充 令和2年度中に放課後総合プラン本格実施のための計画を策定する。そして、令和3年度以降に開設することが望ましい小学校については教育委員会と調整しながら、一体型事業を中心とした放課後子ども総合プランの実施に向けて、できる限り小学校内に学童保育クラブを整備していく。

**【継続事業】**

事業名	事業概要
〔事業番号 3401〕 子育て家庭への就労支援 ・子育て支援課	〔前計画番号 3401〕 ほ・ねっとひろばで、子育て中の方に対してマザーズハローワークと連携して就労相談を行う。
<b>【再掲】</b> 〔事業番号 2406〕 認可保育園整備 ・保育計画課	〔前計画番号 2406〕 公立保育園の増築改修・改築及び新設による定員の増、また、民設民営による私立保育園（賃貸型認可保育園含む）の設置による定員増により、待機児童の解消を図る。
〔事業番号 3402〕 区民、事業者への情報提供・啓発 ・人権政策課	〔前計画番号 3402〕 男女がともに仕事と生活の調和を図ることができるよう、職業環境の整備及び意識啓発を目的とし、区民・事業者に対し情報誌やホームページ等で情報提供を行うとともに、啓発事業を実施する。また、啓発用DVDの貸出を行う。

## 基本目標Ⅳ 子どもの生きる力をはぐくむ

### (1) 学校教育の振興

#### 現 状

グローバル化・情報化の進展等により社会が急速に変化し、予測困難な時代になっています。未来を担う子どもたちには、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、多様な他者と協働して課題を解決しながら新たな価値を創造する力をはぐくむことが求められています。

学校教育では、子どもたちが自立してこれからの社会を生き抜いていけるよう、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを養うことが重要です。

教育委員会においては、学校教育に関する中期計画として「めぐろ学校教育プラン」を策定し、「生きる力」をはぐくむ学校教育を推進するとともに、いじめや不登校、特別支援教育の推進など、学校・家庭・地域・関係機関と連携・協力しながら、課題解決に向けた様々な取組を進めています。学校現場では、子どもの心の悩み、不安への対応、また、いじめや不登校は引き続き重要な課題であり、的確な対応に努めています。

特別支援教育については、特別支援教育の視点をもつ教員の育成のための各種研修や、多様な学びの場としての特別支援教室の指導内容の充実が着実に進んでいます。小・中学校全校に設置した特別支援教室では、通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害の児童・生徒に対して、一人ひとりの状態に応じた指導を行っています。

教育環境の面では、教育におけるICTの重要性がますます高まる中、ICT機器※を活用した教育のための環境整備に取り組んでいます。さらに、小規模化に伴う課題解決のため、区立中学校の適正規模の確保と適正配置に取り組んでいます。

## 課題

- 全ての大人・子どもが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められています。
- グローバル化が進展する中で、未来を担う子どもたちが自立して生き抜いていくためには、学習指導要領に基づき、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」など「生きる力」をはぐくむとともに、実際の社会や社会の中で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間力等」をはぐくむ教育をさらに推進することが求められています。
- 不登校の児童・生徒一人ひとりの実態に合わせた登校支援を行う必要があります。
- 特別支援学級設置校における交流及び共同学習や、特別支援学校と区立小・中学校による副籍交流の充実、学校・園での教職員、児童・生徒、保護者への特別支援教育の理解啓発には、さらなる取組が必要です。
- 次代を担う子どもをはぐくむために、家庭、学校、地域が連携・協力して、子どもの教育にかかわっていく必要があります。
- 学校の教育環境や生活環境の充実・改善、学校施設の安全対策や長寿命化対策の推進が求められています。
- ICT機器の拡充やICT機器を活用した教員の指導力向上など、学校のICT環境の更なる充実が求められています。
- 急速に情報化が進展する社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を、各学校段階・各教科等の学習活動を通じて体系的に育成する重要性がますます高まっています。

## 施策の方向

- 一人ひとりの子どもが、人権の意義や重要性等について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、具体的に行動でき、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、人権教育を推進します。また、児童・生徒に適切な指導ができるよう教員の人権教育に関する資質の向上を図ります。
- 「確かな学力」の向上に向けて、児童・生徒一人ひとりが学ぶことの喜びや楽しさを実感し、主体的な学びへつながる教育を進めます。また、区の補助的教員等を活用し、指導方法の工夫・改善を図り、学力の定着と向上に取り組めます。
- 「豊かな心」をはぐくむために、道徳教育の充実、自然宿泊体験教室等をとおした自然と触れ合い学ぶ機会の充実、伝統と文化を学び親しむ機会の充実、国際理解教育の推進などの取組を進めます。

- 子どもが生涯にわたって心身ともに健康な生活を営むことができるよう、健康教育を推進します。
- 教員一人ひとりが教育課題に対する理解と認識を深め、学習指導・生活指導に関する実践的指導力や組織的に協働して諸課題に対応していく力などの教員としての資質・能力を高めます。
- めぐろエミールの居場所機能の更なる充実のための工夫とともに、メンタルフレンドの活用を促進します。
- 学校・家庭・地域の連携・協力を推進するため、日々の教育活動や指導の実情を積極的に保護者、地域に公表し、より開かれた学校、信頼される学校づくりを進めます。
- 共生社会の形成に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方として、障害のある子もない子も共にいきいきと学ぶ環境の整備、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実、保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実を図っていきます。
- 学校のICT環境を計画的に整備し、ハードウェアの充実を図ることで、ICT機器を活用した教員の指導力の向上に取り組みます。

**【新規事業】**

●事業番号 4101 英語教育の充実 (教育指導課)

①イングリッシュ・デイ・キャンプ (日帰り体験型英語学習事業)

夏季休業中を利用し、希望する中学校 (大鳥中学校を除く) 第 2 学年の生徒を中心に TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) を利用して実施する。

②イングリッシュ・キャンプ

夏季休業中に八ヶ岳林間学園にて、大鳥中学校第 2 学年の希望する生徒を対象に実施する。

③英語 4 技能検定試験の実施

中学校第 2 学年の生徒を対象に、英語 4 技能「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の検定を実施する。

現況	計画目標
イングリッシュ・デイ・キャンプを実施し、159 名の区立中学校生徒が参加した。イングリッシュ・キャンプを実施し、大鳥中学校の生徒 30 名が参加した。	英語 4 技能検定を通して、生徒一人ひとりが自分の力を把握できるようにする。また、実践的に英語を話す場として希望者を対象にイングリッシュ・デイ・キャンプ、イングリッシュ・キャンプを実施する。

●事業番号 4102 プログラミング教育の充実 (教育指導課)

小学校第 5、6 学年の児童を対象に総合的な学習の時間等においてプログラミング体験学習を実施する。

現況	計画目標
小学校第 5 学年を対象に総合的な学習の時間においてプログラミング体験学習を実施した。	小学校第 5、6 学年を対象にプログラミング的思考力をはぐくむプログラミング体験活動を総合的な学習の時間等において実施する。

**【拡充事業】**

●事業番号 4103 区立中学校の適正規模・適正配置の推進【実】(学校統合推進課)

中学生が多様な人間関係を構築しながら互いを思いやる心をはぐくみ、「生きる力」を身に付けていけるよう、教育環境の充実を目的として区立中学校の適正規模・適正配置の取組を推進する。

現況	計画目標
〔前計画番号 4101〕 ・南部・西部地区 (第七・第八・第九・第十一中学校) の統合に向けた検討	統合方針の改定及び改定統合方針に基づいた取組を行う。

●事業番号 4104 学校 ICT 環境の整備【実】(学校 ICT 課)

- ① 区立小・中学校の児童・生徒の情報教育の推進を図る。
- ② 区立小・中学校配備のコンピュータ機器リース期間満了に合わせ、機器の更新を行う。

現況	計画目標
〔前計画番号 4102〕 小学校 9 校、中学校 2 校の教育用 ICT 機器の入替を実施し、11 校の全教室（普通教室、特別教室）に電子黒板機能付きプロジェクターを原則固定式で設置した。	小中学校の教育用コンピュータ機器の入れ替え、電子黒板機能付き機器の整備及び ICT 環境調査・整備を行う。

【継続事業】

事業名	事業概要
【再掲】 〔事業番号 1101〕 体罰の防止に向けた取組  ・教育指導課	〔前計画番号 1101〕 体罰の防止、根絶に向けて、教職員や部活動における外部指導員を対象とした研修を実施する。また、目黒区体罰根絶マニュアルを配付し、教職員や部活動外部指導員等の意識啓発を図る。
【再掲】 〔事業番号 1105〕 人権教育  ・人権政策課 ・教育指導課	〔前計画番号 1105〕 区立学校における授業や課外活動、人権オープンスクール、また、児童館、青少年プラザ、社会教育館等の事業を通して、人権尊重の理念を定着させ、同和問題や男女平等などの人権教育を推進する。
【再掲】 〔事業番号 1106〕 スクールソーシャルワーカー（SSW）の学校や家庭等への派遣  ・教育支援課	〔前計画番号 1106〕 スクールソーシャルワーカーを区立学校や家庭等に派遣し、子どもを取り巻く様々な環境などに起因した課題に関し、スクールカウンセラーや福祉も含めた関係機関と連携しながら解決を図る。
【再掲】 〔事業番号 1107〕 長期欠席児童・生徒への学習支援  ・教育支援課	〔前計画番号 1107〕 長期欠席状態にある児童・生徒一人ひとりに応じた指導・支援を行い、社会的な自立の力をつけ、集団生活への適応を図るとともに、学校復帰を目指す学習支援教室「めぐろエミール」を運営する。また、自宅でも学習ができる e ラーニングを活用した学習支援を実施して、「めぐろエミール」への通級や学校復帰へつなげる取組を行う。
〔事業番号 4105〕 日本の伝統文化理解教育の推進  ・教育指導課	〔前計画番号 4103〕 伝統芸能継承者を区立学校へ派遣し、子どもが伝統文化に触れる機会をつくる。

事業名	事業概要
〔事業番号 4106〕 少人数学習集団による指導やチーム・ティーチングの充実（学習指導講師等の活用）  ・教育指導課	〔前計画番号 4104〕 少人数の学習集団をつくり、学習内容の習熟の程度に応じた指導や課題を追究する学習・発展的な内容の学習を取り入れた指導を行う。また、区独自の学習指導講師や学習指導員を活用して、複数の指導者が協力して指導を行うチーム・ティーチングを実施する。
〔事業番号 4107〕 環境教育の充実  ・学校運営課	〔前計画番号 4105〕 区は「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとされ、各学校が「学校版めぐろグリーンアクションプログラム」を基に環境教育に取り組む。
〔事業番号 4108〕 自然体験・生活体験の場の充実  ・学校運営課 ・教育指導課	〔前計画番号 4106〕 区立小・中学校の児童・生徒が校外での豊かな自然環境の中で自然体験や宿泊体験を行うことで、①自然を愛する心や環境を保全する態度の育成、②自律の精神・協調性・規範意識の育成、③自ら学び考える力の育成、④心身の健康や体力の増進を図ることを目的に、小学校4年生から中学校1年生までの児童・生徒を対象に毎年、「自然宿泊体験教室事業」を実施する。
〔事業番号 4109〕 職場体験やボランティア活動等の推進  ・教育指導課	〔前計画番号 4107〕 職場体験やボランティア活動などを学校や地域の特性に応じて取り組み、働くことの意義を理解したり社会に奉仕する心を育てたりする。
〔事業番号 4110〕 放課後学習等の支援（学習指導員の配置）  ・教育指導課	〔前計画番号 4109〕 区立中学校の生徒一人ひとりの学力や学習意欲に応じた学習の機会を拡大するため、学習指導員を活用した放課後の学習支援や土曜日の補習教室を行うことにより、基礎基本の確実な定着を図る。
〔事業番号 4111〕 夏季休業中の学校の活動の充実  ・教育指導課	〔前計画番号 4110〕 区立学校が夏季休業日の短縮のねらいも踏まえながら、児童・生徒の学習状況等に応じて創意工夫し、夏季休業中の子どもたちの学びや活動を支援する。
〔事業番号 4112〕 情報教育の充実  ・教育指導課	〔前計画番号 4111〕 個人情報保護への配慮も含め、子どもたちの情報活用能力をさらに高めるとともに、授業の多様化を図り情報教育を充実する。また、携帯電話等の情報機器の利用において、子どもたちがトラブルや事件の加害者や被害者にならないよう情報モラルの指導を進める。

事業名	事業概要
〔事業番号 4113〕 学校環境改善  ・学校施設計画課	〔前計画番号 4112〕 トイレ改修、校庭整備などを計画的かつ重点的に行い、児童生徒の学習環境と生活環境の改善を進める。
〔事業番号 4114〕 学校評価を活用した教育活動の改善  ・教育指導課	〔前計画番号 4113〕 区立学校による自己評価を徹底するとともに、教育委員会で策定した学校評価の指針に基づき保護者や地域、学校評議員※による評価を引き続き実施・公表し、学校運営に活かしていく。
【再掲】 〔事業番号 3314〕 日本語国際学級・日本語教室  ・教育指導課	〔前計画番号 3313〕 日本語の理解が十分でない児童・生徒を対象に、基礎的な日本語の習得と学校生活等への適応を図る。
〔事業番号 4115〕 特別支援教育の推進  ・教育支援課	〔前計画番号 2317〕 障害のある子もいない子も共にいきいきと学ぶ環境の整備、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実、保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実を図るため、 ①学校・園における支援体制の充実、②教室環境の整備、③心のバリアフリーの推進、④専門性をもつ教員の育成、⑤小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実、⑥早期からの連携による支援体制の充実、⑦就学後から卒業後までを見通した連携による支援体制の充実、の7つの推進施策を行う。

## (2) 幼児期の教育の振興

### 現 状

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、幼稚園・こども園、保育園などにおける就学前の教育を充実させていくことが必要です。

区では、幼児の健やかな成長に資するため、すべての幼児と保護者が安心して幼児教育を受けられる環境の整備を進め、幼児教育の振興に向け取組を進めています。

区で作成した人口推計では、0歳から5歳までの人口は令和2年度まで増加し、それ以降は減少する傾向にあります。年々共働き世帯の増加や働き方の多様化が進む中で、小学校就学前の教育・保育に対するニーズも多様化しています。

こうした中で、子育てに対する不安感をもつ家庭への支援や、保護者が就労していても子どもに幼児教育を受けさせたいというニーズに応えるため、子育て相談や預かり保育、一時保育など、子育て家庭の支援を行う私立幼稚園が増えています。

区の幼児教育は私立幼稚園18園に対し、区立幼稚園・こども園が3園で、その大半を私立幼稚園が担っています。区では幼児教育の充実と振興を図るため、私立幼稚園に対して支援を行っています。

区立幼稚園・こども園では、家庭・地域社会と連携・協力した園経営が求められているところから、学校評議員を設置し、保育内容や運営に関する情報を提供するとともに、意見交換などを行い園経営に生かしています。

### 課 題

- 「子ども・子育て支援新制度」に入る幼稚園と旧制度に残る幼稚園で、区の支援に差が出ないようにする必要があります。
- 令和元年10月から幼児教育無償化が開始予定ですが、どの施設を利用する場合でも、子どもの健やかな成長・発達機会を等しく確保するために、適切な環境の整備や乳幼児期の教育・保育の充実を図ることが必要です。
- 子育て世帯の多様なニーズに応えるため、私立幼稚園の一時預かり、預かり保育拡充の実施、保護者の就労の有無にかかわらず教育・保育を一体的に提供する認定こども園の整備についての検討を行っていく必要があります。
- 私立幼稚園に対しては、幼児教育の質の向上を図っていくための支援を行う必要があります。
- 区立幼稚園・こども園は、開かれた園として、家庭・地域社会との連携・協力のもとに、幼児教育の充実を図っていく必要があります。
- 幼児一人ひとりが小学校入学後の生活の変化に対応し、義務教育及びその後の教育において実り多い生活や学習を展開できるよう、就学前施設と小学校が相互に教育内容を理解し、幼児と児童の交流を図ることや、指導方法の工夫と改善を図っていく必要

があります。

## **施策の方向**

- 私立幼稚園に対し幼児教育の充実に向けた支援を継続していくとともに、私立幼稚園の独自性を尊重しつつ、幼児教育無償化や子ども・子育て支援新制度への対応等について、協議を図っていきます。
- 私立幼稚園協会における教育環境の整備等への取組に対する支援を継続して実施します。
- 区立幼稚園・こども園は、学校評議員との意見交換に努め、また、保護者・地域・学校評議員による評価を行い、園経営に活かし、家庭・地域社会との連携・協力による幼児教育の充実を図っていきます。
- 就学前の幼児が円滑に小学校生活に移行できるよう、幼稚園・保育園などの就学前施設の幼児と児童の交流や、保育士と教員の交流・連携を進めていきます。

【継続事業】

事業名	事業概要
<p>〔事業番号 4201〕 認定こども園に関する情報の周知と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課</li> <li>・保育課</li> <li>・保育計画課</li> <li>・学校運営課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 4301〕 既存の認定こども園に関する情報を区民にわかりやすく周知するとともに、新たに認定こども園を設置する事業者に対して、支援する。</p>
<p>〔事業番号 4202〕 私立幼稚園への情報提供や相談対応の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 4302〕 子ども・子育て支援新制度の、私立幼稚園に関する情報の提供やその対応について、私立幼稚園全体と区とで相談できる体制をつくる。</p>
<p>〔事業番号 4203〕 私立幼稚園協会に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 4303〕 幼児教育環境の維持及び充実を目的に、私立幼稚園協会に対して、補助金を支給する。</p>
<p>〔事業番号 4204〕 私立幼稚園への幼児教育研究委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 4304〕 私立幼稚園における幼児教育の充実と振興及び質の向上を図るため、私立幼稚園協会に委託して幼児教育研究事業を実施する。</p>
<p>〔事業番号 4205〕 家庭・地域社会と連携・協力した区立幼稚園・こども園運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育指導課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 4305〕 学校評議員を全園に設置し、地域との協力体制づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育内容や園運営等の情報の提供を推進する。</li> <li>・幼稚園やこども園の自己点検・自己評価、保護者・地域・学校評議員による評価を実施する。</li> </ul>
<p>〔事業番号 4206〕 区立幼稚園・こども園における遊びを通じた教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育指導課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 4306〕 遊びを中心とした集団生活をとおして、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、豊かな感性と表現等をはぐくむ。</p>
<p>〔事業番号 4207〕 幼児と児童の交流活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育課</li> <li>・教育指導課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 4307〕 就学前の子どもたちが円滑に小学校生活に移行していけるよう、幼児と児童の交流活動を推進する。</p>

### (3) 文化・スポーツ活動の振興

#### 現 状

子どもたちが文化・スポーツに親しみ、主体的に活動できる魅力的な場と機会の提供の充実を図っています。

社会や生活様式の変化により伝統文化に触れる機会が少なくなっている中で、子どもが伝統文化に触れることの大切さが見直されてきています。

また、コンサートや演劇鑑賞、ワークショップ等をはじめとした芸術文化事業については、年齢制限が設けられているものも多く、子どもが良質な芸術文化に触れることのできる機会は多いとはいえなのが現状です。

一方、文部科学省の調査により、子どもの運動能力、体力の低下が著しいことも明らかになっています。生活様式の変化により、日常生活において身体を動かす機会が減少したことや、空き地や生活道路といった子ども達の手軽な遊び場の減少等が主な原因と考えられます。子どもの時期に、運動・スポーツに親しみ身体的能力の基礎を養うことは、心身の健全な発達・成長を促し、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なことです。

また、テレビ、パソコン、ゲーム機などの電子情報機器の進化とインターネットなどの情報メディア環境の変化により、子どもたちが、テレビ、ゲーム等に多くの時間を費やすようになりました。このような中で読書離れが進み、自らが、読み、考え、学ぶ機会が減少し、学習への意欲や思考力、心の成長に大きな影響が生じかねない状況があります。

#### 課 題

○子どもたちが文化・スポーツに親しみ、主体的に活動できる魅力的な場と機会の充実を図る必要があります。

○子どもの遊び方及び生活空間の変化によって、屋外で遊ぶ機会が減少しています。運動能力や体力の養成には、子どもを取り巻く環境を十分に理解し、体を動かす機会やスポーツに親しむ機会を意識し、確保していく必要があります。子どもが遊びやスポーツで、身近に利用できる公共施設やスポーツに親しむ機会が必要です。また、子どもの身体能力等を理解しているスポーツの指導者が必要です。

○子どもたちが読書を通じて豊かな想像力・思考力等を養うことや自発的に学ぶ習慣を付けることは、心豊かに成長し人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠と考えます。多様化する生活環境の中で、子どもたちに読書に目を向けてもらうよう読書活動を推進することが必要です。

○日本の伝統文化を、次代を担う子どもに伝え、将来、国際社会の中で自らのアイデンティティーをはぐくむ必要があります。

○幼少時から芸術文化に接することによって、豊かな感性をはぐくみ、表現や創造の喜びを感じることものできる機会を提供していく必要があります。

## **施策の方向**

- 地域の団体等と連携しながら、子どもが日本や地域の伝統文化を体験・習得できる機会の充実を図ります。
- 文化ホールや美術館を拠点としながら、親子や子どもが芸術文化に触れることのできる機会の充実を図ります。
- 体験型・参加型の事業を推進し、子どもが自ら表現や創造することの喜びを創出する機会を提供します。
- 子どもの身体的特性等を理解したスポーツ指導者を育成します。誰でも参加できる総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。子どもがスポーツに親しむ機会を提供します。
- 子どもたちが発達・成長段階に応じた本と出会えるよう、さまざまな切り口でブックリスト等を作成し、読書活動を支援します。保健センター、保育園、小中学校等の関係機関及びボランティアと連携し、乳幼児サービス、学校サービス等により、読書支援を展開していきます。また、中学生以降の世代を対象とした YA サービス※、障害者や個別対応の必要な方に対する障害者（児）サービスを充実していきます。

【継続事業】

事業名	事業概要
<p>〔事業番号 4301〕 図書館の子ども向け事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八雲中央図書館</li> </ul>	<p>〔前計画番号 4401〕</p> <p>① 学校に向けた事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等への団体貸出や、司書教諭、学校図書館司書、学校図書館ボランティア等を対象にした修理講習会を行う。</li> <li>・職場体験学習、学校訪問、図書館見学、調べ学習等の支援を行う。</li> </ul> <p>② 児童・乳幼児への事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の保護者にはじめて出会う絵本を紹介することにより、乳幼児の本への興味を育成し、家庭での読書や図書館利用を促進する。</li> <li>・館内等の読み聞かせボランティアを育成する。</li> </ul> <p>③ 読書活動の推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園、保育園、児童館、学童保育クラブなどの公共施設の読書支援を行う。</li> </ul>
<p>【再掲】 〔事業番号 4108〕 学校における子どもへの伝統文化の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育指導課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 4103〕 伝統芸能継承者を区立学校へ派遣し、子どもが伝統文化に触れる機会をつくる。</p>
<p>〔事業番号 4302〕 社会教育館、青少年プラザ等の子ども向け事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 4402〕 社会教育館、緑が丘文化会館、青少年プラザで青少年を対象とした自然体験・社会体験等の社会教育事業を実施する。</p>
<p>〔事業番号 4303〕 体育館等の子ども向け事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 4403〕</p> <p>①「子どもサポートプラン」を実施し、区立プールを中学生以下の子どもに対して無料で開放する。</p> <p>②各体育館等において、子どもや親子が参加できるスポーツ事業（教室講習会、スポーツ広場等）を開催する。</p>
<p>〔事業番号 4304〕 指導者養成講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 4404〕 区民のスポーツ・レクリエーション活動が安全で楽しく効果的に行われるようにするため、指導者として種目を越え、必要な理論・技術を身につける。 その中で、子どものスポーツ活動に資する内容を実施する。</p>

事業名	事業概要
〔事業番号 4305〕 子どもに魅力のある芸術文化事業  ・文化・交流課	〔前計画番号 4405〕 美術館や文化ホール等で子どもに魅力のある事業の充実を図る。
〔事業番号 4306〕 子どもへの伝統文化の継承  ・文化・交流課	〔前計画番号 4406〕 小学生やその保護者を対象に、日本の伝統文化に触れることのできる教室を実施する。

## (4) 子どもの生活力の向上

### 現 状

基礎調査で携帯電話とスマートフォンの所持率をたずねたところ、小学5年生では55.4%、中高生世代では90.7%でした。

社会の情報化の進展に伴い、携帯電話・スマートフォンなどの有用性の高い情報通信機器が生活に定着する反面、SNS 上における子どもたち同士のトラブルや子どもがインターネット上での誹謗中傷を受けたり、犯罪などに巻き込まれたりする事件も起きています。今や小中学生においても携帯電話・スマートフォンなどは生活必需品になりつつあります。教育現場でも原則禁止が見直される方向です。それらの機器による若年者の消費者トラブル等が少なくないことは想像に難くありません。そこで、家庭内で使用のルールを定め、本人も消費者として自覚し、権利や責任をしっかりと学んでおくことが大切です。その上で便利に有効に利用することを身につけなければなりません。

区教育委員会では、「目黒区児童・生徒の携帯電話使用等に関する指針」を基にし、区と学校・家庭とが一体となり、情報活用能力を身に付け、携帯電話を含めた情報通信機器を適切かつ安全に活用できる子どもをはぐくむ取組を進めています。

消費生活センターでは、区立中学校3年生向けに消費者トラブルを学んでもらえる冊子を配布しています。また、夏休み子ども向け講座や学校、PTA の家庭教育学級などで出張講座を開催し、消費者教育の普及啓発を実施しています。

配偶者や交際相手等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）が若いカップルの間でも起こり問題になっています。交際相手からの暴力は「デートDV」と呼ばれ、将来、深刻な配偶者間のDVにつながる可能性もあります。また、「アダルトビデオ出演強要」、「JK（女子高生）ビジネス」、「ストーカー被害」など、若年層への暴力が社会問題となっています。あらゆる暴力の防止に向けて、被害者にも加害者にもならないよう、若い世代への教育が必要です。暴力に関する正しい知識や自己決定権の必要性、人権の尊重について学ぶことが、あらゆる暴力から自分を守り、「生きる力」をはぐくむことにつながります。

### 課 題

- 民法改正の成年年齢引下げにより令和4年4月からは18歳以上が成人となり、ローンが組めたり、親の同意なく契約した場合の取消の規定が適用されなくなります。
- 子どもに携帯電話やインターネットの正しい利用方法を周知するとともに、これらのトラブルから子どもを守るための啓発活動が必要です。
- 子どもたちがインターネット社会の中で生きていくために関係機関と連携し、金銭感覚を養い、正しいインターネットの利用方法等を身に付ける学習機会を充実することが必要です。

- 子どもの携帯電話・スマートフォンなどの情報通信機器の所有や利用に当たっては、情報を取捨選択し、正しく読み解く力や情報モラルを身に付けるなどの情報活用能力をはぐくむ教育を推進することが必要です。
- 若い世代へ向けた、問題となる行為についての啓発や、被害者にも加害者にもならないようにするための教育が必要です。

## **施策の方向**

- 消費生活センターでは、子どもの消費者力を向上させるために、夏休み期間中に自主的に参加し、親子で楽しく学習することができる講座等を引き続き実施します。
- 成年年齢引下げを見据えて区立中学3年生に消費生活啓発冊子を配布します。また、区内高等学校生徒向けに意向を確認した上で啓発冊子を配布します。
- 学校やPTAの家庭教育学級と連携し、子どもや保護者に対する出張消費者講座の充実を図るとともに支援します。
- 学校では、子どもに情報モラル等を含めた情報活用能力を身に付けさせるとともに、情報通信機器の利便性と危険性を理解し安全に利用するための教育を推進します。そのために、区教育委員会と学校・家庭が連携し、子どもを加害者あるいは被害者にならない取組を進めていきます。
- 若い世代に向けたデートDV防止講座の充実を図ります。また、相談窓口の周知や、様々な暴力の防止に向けた啓発を行います。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 4401〕 夏休み子ども向け消費者講座  ・産業経済・消費生活課	〔前計画番号 4501〕 子どもたちが小さい頃より消費者としての力や知恵を身につけるため、夏休みに子ども向けの消費者講座を実施する。
〔事業番号 4402〕 子ども向け出張講座  ・産業経済・消費生活課	〔前計画番号 4502〕 子どもたちが小さい頃より消費者としての力や知恵を身につけるよう、子どもと保護者を対象に、出張消費者講座を行う。
〔事業番号 4403〕 おもちゃの病院  ・産業経済・消費生活課	ボランティア（おもちゃドクター）が、壊れたおもちゃを子どもの目の前で説明しながら修理し、子どもの物を大切にすることと科学の探究心を育てる。
〔事業番号 4404〕 暴力から自分を守る取組  ・人権政策課	〔前計画番号 4503〕 区内高等学校等の生徒及び保護者を対象に、交際中の暴力の防止についての啓発講座を実施する。
【再掲】 〔事業番号 4112〕 情報教育の充実  ・教育指導課	〔前計画番号 4111〕 個人情報保護への配慮も含め、子どもたちの情報活用能力をさらに高めるとともに、授業の多様化を図り情報教育を充実する。また、携帯電話等の情報機器の利用において、子どもたちがトラブルや事件の加害者や被害者にならないよう情報モラルの指導を進める。
〔事業番号 4405〕 防犯教育プログラム等の実施  ・教育指導課	〔前計画番号 4505〕 小学校低学年から防犯教育プログラムなどを実施することにより、子ども自身が連れ去りなどの犯罪などから自分の身を守るための知識や技能を修得する。



## 基本目標Ⅴ 子どもが地域で育つ

### (1) 魅力ある居場所の拡充

#### 現 状

子どもたちが安全に遊び、自主性や社会性等を身につけ、また年齢の違いを超えて交流できる場所として、「ランドセルひろば」や「子ども教室」で放課後や休日の学校施設等が利用されています。

児童館では、遊びを通じて子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、子どもに健全な遊びの場を提供しています。乳幼児の保護者をはじめ、すべての子育て家庭の支援拠点として地域の子育ち・子育て相談の機能を確保するとともに、小学生、中高生の安全・安心できる居場所として、その重要性が高まっています。

一方、基礎調査において、児童館の利用対象年齢が18歳未満であることについて40.6%の中高生が「知らなかった」と回答しています。「知っているが利用していない」を加えると、約8割の中高生は児童館を利用していないことになります。

保育の必要性の有無に関わらず、すべての小学生の放課後の居場所については、多様な生活スタイルに対応した、安全・安心に過ごすことのできる様々な居場所づくりが求められています。

平成30年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」においては、従前の「放課後子ども総合プラン」同様、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子供教室（ランドセルひろばや子ども教室）を同一小学校内で両事業を実施する、いわゆる一体型事業の更なる推進を掲げており、区は「放課後子ども総合プラン実施検討委員会」を設置し、教育委員会と子育て支援部が連携して取り組んでいます。これらを踏まえ、令和元年度より東根小学校・中根小学校に放課後子ども総合プラン一体型モデル事業を開始し、令和2年度中に評価検証を行い、令和3年度以降の一体型を中心とした本格実施に向け、実施可能な小学校から順次、整備していきます。

#### 課 題

- 子どもの居場所の確保と利用環境の充実が引き続き必要です。
- 児童館が、子どもたちや子育て家庭の視点に立ち、子どもたちの保護、育成を図り、子育て家庭が必要としている支援やサービスに対応できる環境を整える必要があります。
- 放課後対策として、ランドセルひろば、子ども教室など、子どもが安全・安心に過ごすことのできる多様な居場所を確保する必要があります。
- 中高生に対して児童館の機能を周知するとともに利用を促進していく必要があります。
- 学童保育クラブの需要のピークが見込まれる令和7年度頃には、これまでの予想を上回る可能性があるため、待機児童対応対策の一環として一体型事業の開設が求められ

ています。

## **施策の方向**

- 児童館利用者である 18 歳未満のすべての子どもを、乳幼児、小学生、中高生に区分けして、それぞれの対象者の児童館での居場所づくりの拡充を図ります。
- 子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所として、小学校での「ランドセルひろば」「子ども教室」など、多様な放課後の居場所づくりを推進します。
- 令和 2 年度中に放課後総合プラン本格実施のための計画を策定し、令和 3 年度以降に開設する小学校については教育委員会と調整しながら、一体型事業を中心とした放課後子ども総合プランを推進します。
- 児童館が中高生にとって魅力ある居場所となるよう、中高生コーナーや中高生イベント、音楽活動などニーズに対応する環境整備を目指します。

**【拡充事業】**

●【再掲】事業番号 2403 放課後児童健全育成事業の推進 (子育て支援課)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（1～6 年生対象）に対し、授業終了後の放課後に、児童館や等小学校内施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。

現況	計画目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度、令和元年度に学童保育クラブを 3 か所新設した。放課後子ども総合プランと連動した放課後の居場所づくりを拡大していく。合わせて、各児童館においてランドセル来館事業を継続実施している。</li> <li>目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を踏まえた運営をする。私立学童保育クラブが令和元年度に 1 か所開設し、令和 2 年度に 1 か所新設する。</li> </ul>	<p>学学童保育クラブの保育需要を見据えた整備に取り組む必要がある。また、児童の安全安心への意識の高まりから施設条件等が整った小学校内に学童保育クラブ整備を検討する。小学校内に学童保育クラブが整備できない場合、これまでと同様に区有施設や民間活力の活用による整備も検討する。</p> <p>目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、目黒区学童保育クラブ保育指針を踏まえ、区が監督者の立場にたって、民間事業実施者に保育の質を確保した事業展開を求めていく。</p>

●事業番号 5101 放課後子ども総合プランの推進 (子育て支援課・放課後子ども対策課・生涯学習課)

平成 30 年 9 月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」においては、従前の「放課後子ども総合プラン」同様、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子供教室（ランドセルひろばや子ども教室）を同一小学校内で両事業を実施する、いわゆる一体型事業の更なる推進を掲げており、区は「放課後子ども総合プラン実施検討委員会」を設置し、教育委員会と子育て支援部が連携して取り組んできた。

一方、「目黒区人口・世帯数予測」（平成 30 年 3 月）を基に、学童保育クラブの需要のピークが見込まれる令和 7 年度頃には、これまでの予想を上回る可能性があるため、一体型を中心とした放課後子ども総合プランの実施に向けて整備を進める。

現況	計画目標
<p>〔前計画番号 5101〕</p> <p>平成 31 年 4 月より東根小学校・中根小学校で放課後子ども総合プランモデル事業を開始し、令和 2 年度中に評価検証を行い、令和 3 年度以降の本格実施に向け、実施可能な小学校から順次、一体型事業を整備していく。</p>	<p>令和 2 年度中に放課後総合プラン本格実施のための計画を策定する。そして、令和 3 年度以降に開設することが望ましい小学校については教育委員会と調整しながら、放課後子ども総合プランの実施に向けて整備していく。</p>

●事業番号 5102 児童館の整備 (子育て支援課・放課後子ども対策課)

他の地区に比べ児童館の数が少ない、いわゆる児童館未整備地区である南部・西部地区において拡充整備の要望が寄せられており、拡充整備にあたっては、民間事業者による運営を基本に、民間活力の活用や区有施設の活用により検討していく必要がある。

一方、小学校施設を活用した「放課後子ども総合プラン」を、実施可能な小学校から実施していくこととし、今後小学生の主な放課後等の居場所が、これまでの児童館から小学校へと拠点が移っていくことが想定される。そのため、18歳未満のすべての子どもとその保護者が利用する児童館のあり方等の検討も行う必要がある。

出張児童館、移動児童館、出前講座等の児童館サービス提供を継続していく。

現況	計画目標
<p>〔前計画番号 5102〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12施設（民営含むと15施設）を運営管理</li> <li>・ 出張児童館、移動児童館の実施</li> </ul> <p>【北部地区】</p> <p>駒場児童館、東山児童館、 烏森住区センター児童館</p> <p>【西部地区】</p> <p>緑が丘児童館、平町児童館(民営)、 八雲住区センター児童館</p> <p>【南部地区】</p> <p>向原住区センター児童館、 原町住区センター児童館</p> <p>【東部地区】</p> <p>目黒区民センター児童館、不動児童館 (民営)、中目黒住区センター児童館</p> <p>【中央地区】</p> <p>上目黒住区センター児童館、 油面住区センター児童館、 五本木住区センター児童館 中央町児童館(民営)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童館未整備地区である西部地区の東根住区地域及び南部地区の碑住区地域については、民間事業者による運営を基本に、民間活力の活用や区有施設の活用により整備に向けた検討を進めていく。</li> <li>・ 拡充整備されるまでの間、出張児童館、移動児童館等の事業を継続していく。</li> </ul>

●事業番号 5103 ランドセル来館の充実 (子育て支援課)

学童保育クラブの補完機能となる、ランドセルをもったまま直接来館できる「ランドセル来館」を継続実施していく。各館の施設状況を踏まえ、整備方法や利用条件等について改善を図っていく。

現況	計画目標
〔前計画番号 5103〕 学校が開校している月曜日から金曜日の放課後から児童館の閉館時間（午後 6 時）まで利用。児童館開館日の土日で学校開校日は放課後から 5 時まで利用。小学生の放課後の時間の確保、学童保育クラブの待機児童、入所要件に満たない児童等に対応している。 登録者数 1289 名 (令和元年 5 月 31 日現在)	区内在住または、区内小学校の 1 年生から 6 年生を対象に、放課後時間を有効利用できるように利用促進を図る。 ・学童保育クラブ待機児童への対策として、放課後の過ごし方の選択肢の一つとしてランドセル来館の活用を周知する。 障害のある児童がランドセル来館を利用する場合は、保護者と連携し、子どもの状況を鑑みながら利用について相互理解を図る。

●事業番号 5104 児童館における中高生の居場所の拡大 (子育て支援課)

児童館において、中高生向けの利用時間やスペースを確保し、中高生の利用の促進を図るとともに、区内公私立中学校・高校と連携し、児童館理解を深めてもらう。

また、ティーンズフェスタを実施し、児童館に来館する中高生への周知と併せて、区内公私立中学校・高校を通じた参加募集を行うことにより中高生の社会参加を促し、地域の育成者や協力団体とも連携して地域のネットワークを構築する。これらのつながりを発展させ、児童館として様々な形で中高生の社会参加の促進や魅力ある事業を行う。

現況	計画目標
〔前計画番号 5104〕 中高生の利用の促進を図るため、居場所の確保や利用の促進につながるよう、各児童館の施設状況に応じて、中高生コーナー、中高生タイム、中高生イベントを実施している。 区内公私立中学校・高校と連携して日韓高校生交流事業を実施した（平成 24 年度～26 年度）。 2010 年より、ティーンズフェスタインめぐろの実施に向けて、中高生によるプロジェクト会議を開催し、中高生による企画運営の実施。	・中高生の利用の促進を図るために各児童館で、施設に合った利用方法の検討を行い、居場所の拡大を図る。 ・拠点館での時間延長について、27 年度より検討を行う。条件等が整備された館にて時間延長の試行を行い、課題等を検討する。 ・日常的に、区内公私立中学校・高校と連携し、相互に協力する。 ・地域行事へ中高生と共に参加し、地域ボランティアとして繋げていく。

●事業番号 5105 放課後フリークラブ事業の推進 (生涯学習課)

放課後や学校休業日に学校施設等において、子どもの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域の人材を活用して子どもに様々な体験の機会を提供することにより、子どもの自主性、創造性、社会性を養う。

「ランドセルひろば」事業：区立小学校の校庭等において放課後の子どもの安全・安心な遊び場を提供する。

「子ども教室」事業：区立小学校の施設等において、学校の休業日等に子どもが地域との交流、文化活動、スポーツ活動等の体験ができる機会を提供する。

現況	計画目標
〔前計画番号 5105〕 1「ランドセルひろば」事業 【実施回数】小学校 22 校 【延実施日数】3,284 日 【延参加児童数】174,955 人 2「子ども教室」事業 【実施団体】15 団体 【実施回数】1,408 回 【延参加人数】25,976 人 (30 年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ランドセルひろば」については、放課後子ども総合プランに基づく「ランドセルひろばの拡充」への移行へ支援していく。</li> <li>・子ども教室については、放課後子ども総合プランの進捗をふまえ、子ども教室実施の拡大に向けて関係者に働きかける。</li> </ul>

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 5106〕 学校開放 ・スポーツ振興課	〔前計画番号 5106〕 子どもの地域での安全な居場所、またスポーツレクリエーションや交流の場として、小・中学校の校庭（学校ひろば）と小学校プール（プール開放）の開放を行う。
〔事業番号 5107〕 子どもの意見を取り入れた子どもが主体的に関わる児童館運営 ・子育て支援課	〔前計画番号 5107〕 児童館での活動などに自由に意見を述べて、子どもが主体となって企画する事業の実施を進める。
〔事業番号 5108〕 公園で自然や生き物とふれあう機会の提供 ・みどり土木政策課 ・道路公園課	〔前計画番号 5108〕 公園で、自然、園芸、生き物とふれあう体験や機会を提供し、講座等のプログラムへの参加を促すことにより、子どもの豊かな情操や自然に関する原体験をはぐくむ。

## (2) 子育てネットワークづくり

### 現 状

基礎調査では、核家族化や少子化により、子育ての中で日ごろ悩んでいることや困っていることがある人は前回の調査と比べて減少していますが、まだ6割を超えている状況にあります。このような中で、子育てをする保護者同士の交流や地域の子どもたちの異年齢間でのふれあい、集団での遊びなど、地域の子育て支援の活動拠点として、地域で活動している様々な団体など地域の力と連携した多様なニーズへの対応やプログラムの充実などの機能拡充が求められています。

子育て中の親が、同じ年頃の子どもやその親と交流することは、他の子どもの様子がわかるだけでなく、互いに情報交換等を通して多方面からの情報を上手に取り込むことができるようになるなど、不安を解消しながら親子がともに成長していくことにつながります。

保健予防課・碑文谷保健センターが実施する育児学級や懇談会、児童館が実施する乳幼児クラブや乳幼児のつどい、幼稚園や保育園の開放などの事業を通して親子の出会いや交流の場を設けるとともに、自主グループの結成や育成を支援しています。

### 課 題

○地域の子育て支援施設は、地域の子育て支援の活動拠点として、地域で活動している様々な団体など地域の力と連携した多様なニーズへの対応や、プログラムの充実などの機能の拡充が必要です。

○子育て家庭の孤立化を防ぎ、子どもが地域で健やかに育つ環境づくりを進めていく必要があります。

○子育て家庭が自主的な交流を進めるための場や情報の提供が必要です。

### 施策の方向

○地域で活動している様々な団体など、地域の力と連携した多様なニーズへの対応やプログラムの充実を図っていきます。

○地域での子育て相談の拠点として、活動団体、NPO 等による「子育てふれあいひろば」の拡充に努めます。

**【新規事業】**

●事業番号 5201 民間による子育てふれあいひろばへの支援 (子育て支援課)

地域における子育て支援の拠点として、地域の活動団体や NPO 法人等が実施する「子育てふれあいひろば」に対し、補助などの支援を行う。

現況	計画目標
民間の力と連携した拠点づくりを行うため、子育てふれあいひろば実施事業者を公募し1事業者選定し、30年12月から補助を開始した。	利用者の身近な場所で利用できるように、各地区2~3か所、合計15か所程度となるように整備を実施する。

**【拡充事業】**

●事業番号 5202 児童館や学童保育クラブ(単独施設)における乳幼児活動 (子育て支援課)

児童館や学童保育クラブ(単独施設)において、乳幼児とその保護者を対象に、子どもや親同士が知り合い、仲間づくりをする場として事業を展開する。また、母親の孤立化を防ぎ、子育てについての情報交換や不安の解消等に取り組む。

①「乳幼児クラブ」

保護者自身の力を活用して自主的な活動に取り組むことで交流を深め、その後の活動が発展していくことも視野に入れた支援を行う。

②「乳幼児のつどい」

専門家や職員による子育て講座を実施する。

③「ベビー活動」

活動をきっかけとして児童館利用の定着を促し、保護者同士の交流を図る。

現況	計画目標
〔前計画番号 5203〕 ●児童館 15 館 「乳幼児クラブ」 延べ参加人数 41,867 人 「乳幼児のつどい」 延べ参加人数 8,972 人 「ベビー活動」 延べ参加人数 5,112 人 ●単独学童クラブ 7 か所 「乳幼児のつどい」 延べ参加人数 1,428 人 「ベビー活動」 延べ参加人数 248 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「乳幼児クラブ」「乳幼児のつどい」「ベビー活動」「未就学の幼児向けの活動」等、利用者ニーズに合った活動を展開する。</li> <li>・土、日曜日に実施する活動を増やすことで父親の子育て参加の場づくりに取り組む。</li> <li>・切れ目のない子育て支援の観点から、各児童館で多様な活動を展開することで、子育て支援の充実を図っていく。</li> </ul>

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 5203〕 子育てふれあいひろばの充実  ・子育て支援課 ・保育課	〔前計画番号 5202〕 0～3歳の子育て家庭を中心につどいの広場を提供しながら、子育て相談や子育てサークル等の支援を行うことにより、子育て家庭の交流を推進し、地域に根ざした質の高い子育てふれあいひろばとなるよう利用対象者に沿った事業運営や活動形態や周知方法を検討し更なる利用者の拡大を図る。
〔事業番号 5204〕 ふたご・みつごの子育て懇談会  ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 5204〕 多胎児の診断を受けた妊婦、多胎児と多胎児を持つ家族が育児のしかたや悩みなどを話し合い、交流を図る。
〔事業番号 5205〕 フレッシュママの集い  ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号 5205〕 生後1～3か月までの児と母が集まり、交流を深め、情報交換をすることにより、育児不安の軽減を図る。
〔事業番号 5206〕 子育て自主グループへの活動支援  ・子育て支援課	〔前計画番号 5207〕 子育て情報ポータルサイト「めぐろ子ども・子育てネット」で子育て自主グループの団体紹介や情報提供を行うとともに、自主グループ活動の普及や交流、ネットワークづくりを支援する。
〔事業番号 5207〕 区立保育園開放  ・保育課	〔前計画番号 5208〕 保育園在園児以外の親子を対象に保育園の施設開放や、保育園が行う行事等への参加を促し、子育て家庭の交流を図る。 （施設開放） 園庭・プール・園舎内空きスペース （行事など） 身体測定、納涼会、運動会など
〔事業番号 5208〕 区立幼稚園・こども園の園庭・保育室開放  ・学校運営課	〔前計画番号 5209〕 未就園児に園庭や保育室を開放し、子どもの遊びを通して交流や保護者の交流を図る場や機会を提供する。

### (3) 子どもの育ちを支える地域共生社会づくりの推進

#### 現 状

学校では、総合的な学習の時間等において地域の人材を講師として活用し、地域の伝統や文化、産業等を紹介することで、子どもが地域とのつながりを感じることでできる取組を行っています。また、中学校2年生は地域の企業などと連携した職場体験を行っています。

児童館においては、地域の人たちに支えられながら、子どもや保護者等による様々な行事が行われているほか、住区住民会議での子どもの育成活動に加え、青少年委員等の地域の大人たちが子どもの活動を支えています。また、青少年問題協議会では、青少年に関する協議等を行い、青少年にかかわる機関や団体の連絡調整を図っています。

保育園や児童館では、中高生がボランティアとして園や館の事業にかかわることで、赤ちゃんや子どもたちとふれあい、次代の親となるための体験を積んでいます。

このように地域では、子育てに関わる全てのかたが、地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高めあうことができる地域共生社会を実現するために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の方が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティをつくり、地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる仕組みづくりが求められています。さらに、地域ぐるみの子育てを実現するために家庭、学校、地域の関係者が話し合う場として、中学校区単位で組織された地域教育懇談会では、地域の子どもの実態や子どもを取り巻く環境についての話し合いや情報交換等を行っています。青少年プラザでは、青少年が自立性と社会性を身につけることができるよう、自然体験や生活・文化体験の機会を提供しています。

地域で活動する民生委員・児童委員や主任児童委員は、子どもの健やかな育成のための地域活動の推進や住民の地域活動への参加促進を図り、支援を必要とする子どもや子育て家庭に対し、見守りや情報提供などを行っています。

また、非行にかかわった子どもの立ち直りを支えるために、地域の保護司などによる支援活動も行われています。

#### 課 題

- 子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせることが求められています。
- 地域において、シルバーボランティアや学生ボランティアなど、子育てを支援する様々な形のボランティアの発掘と育成を行い、これらの地域のかたとともに、子育て支援に取り組んでいく必要があります。また、ボランティアを受け入れる態勢を整備することも必要です。

- 核家族化や少子化に伴い、子どもたちが異年齢集団や異年齢の人と接する機会が失われていることから、様々な世代と交流できる機会を設けることが必要です。
- 地域の大人たちが協力し合って多様な学習機会や体験活動、交流活動等の機会を提供し、地域社会全体で子どもを見守りはぐくむことで地域の活性化を図り、地域の子育て力の向上をめざす必要があります。
- 子どもが地域で意見を述べ、活躍し、体験することを通じて役割意識を身につけ、地域の一員として健全に成長していくことができるよう、子どもの社会参加を支援する必要があります。
- 子どもを取り巻く環境の変化を的確にとらえ、社会全体で子どもを守り、育てるための知識、情報の共有が求められています。

## **施策の方向**

- 家族や地域の人々や児童館を卒業した青年の社会参加の場として、児童館行事や活動に参加しやすい環境を工夫し、活動内容の充実も図りながら、ボランティアによる地域の子育て支援を進めていきます。
- 中高生が、乳幼児とふれあう体験を通してお互いに刺激を得て育ち合う場を提供していきます。園児とふれあうことで、ボランティア意識の高揚と地域への愛着心をはぐくむことができるように働きかけをしていきます。
- 青少年が地域社会を担う一員となるよう、自立性と社会性を身につけるための体験の機会や、地域社会への参加機会の確保など、参画型事業を通じて、青少年の育成を積極的に支援していきます。
- 地域と連携した体験的学習活動や、地域の人材を活用した授業や部活動を実施し、社会に開かれた教育課程の充実を図っていきます。
- 青少年を取り巻く諸問題の解決に向け、健全育成に関する学習機会の提供や情報提供を行います。

【継続事業】

事業名	事業概要
<p>〔事業番号 5301〕 児童館でのボランティアの育成と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 5301〕 児童館で育った子どもたちをはじめとし、青少年がボランティアとして子どもたちとふれあう機会を提供し、達成感が持てるよう支援する。（ボランティアを支援する団体とも連携協力を図る） また、地域の大人がボランティアとして館の行事や運営に参加し、共に地域の子どもを育てる。</p>
<p>〔事業番号 5302〕 ふらっとネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 5302〕 児童館活動を地域で支えていく関係づくりを目指して、住区住民会議、青少年委員、主任児童委員、近隣小中学校関係者、児童館利用児童保護者など地域の方々と、子どもたちのことや児童館運営について情報交換を行う。</p>
<p>〔事業番号 5303〕 保護者の児童館活動への参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 5303〕 保護者が子どもとともに児童館活動に参加し、同じ子育て世代との交流を進め、保護者間で子育て情報の交換や発信を深める機会を提供する。特に、日頃児童館とかかわりが薄い傾向にある父親の行事参加を促進する。 ①保護者が参加しやすい行事・活動の実施 ②親子で参加できる行事の実施 ③児童館ボランティアへの勧誘と地域のボランティアグループなどへ紹介</p>
<p>〔事業番号 5304〕 青少年の乳幼児ふれあい体験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 5304〕 区立保育園全園で、主に中高生の保育体験ボランティアや区立中学校における職業体験学習の受入れを行い、園児と触れ合いながら、乳幼児の遊びや生活等を体験してもらうことで、ボランティア意識の高揚と地域への愛着心をはぐくむ。</p>
<p>〔事業番号 5305〕 地域の教育力を活かした教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育指導課</li> <li>・スポーツ振興課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 5305〕 ①地域・保護者の知識、経験、技術を学校の教育活動等に活かし、地域とともに学びの場を創造する。 （総合的な学習の時間等での人材の活用、昔遊び・地域の歴史等、中学生の職場体験・進路指導等） ②子どもが、スポーツに親しむための契機となるよう地域の各スポーツ活動を支援する。</p>
<p>〔事業番号 5306〕 地域教育懇談会の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習課</li> </ul>	<p>〔前計画番号 5306〕 家庭・学校・地域が連携し、地域での教育課題の話し合いや情報交換を行い、地域ぐるみで子どもをはぐくむ活動の支援を行う。</p>

事業名	事業概要
〔事業番号 5307〕 青少年問題協議会 ・生涯学習課	〔前計画番号 5307〕 青少年の健全育成にかかわる総合的な取組の審議や適切な実施のための連絡調整等を行い、関係機関・団体等の連携を図っていく。
〔事業番号 5308〕 総合型地域スポーツクラブモデル事業 ・スポーツ振興課	〔前計画番号 5308〕 地域住民が主体となって運営し、子どもから高齢者まで、地域の誰もが年齢や興味・関心に応じて生涯を通じて活動できる多目的型のスポーツクラブの中で、子どものスポーツ活動の支援を図る。
〔事業番号 5309〕 学校開放運営委員会の活動支援 ・スポーツ振興課	〔前計画番号 5309〕 学校が子どもの居場所や地域の人々とのふれあいの場、活動の場となるよう、住民の主体的な参加による学校開放運営委員会を支援する。
〔事業番号 5310〕 親子ふれあい入浴デー ・産業経済・消費生活課	〔前計画番号 5310〕 子どもが小さい頃より親子で公衆浴場を利用する機会をもち、公衆浴場に親しむ。
〔事業番号 5311〕 保護司会・更生保護女性会・BBS会の活動支援 ・健康福祉計画課	〔前計画番号 5311〕 犯罪や非行に陥った子どもの立ち直りのための支援及び犯罪や非行防止活動を行っている保護司会、更生保護女性会、BBS会に対して必要な支援を行う。
〔事業番号 5312〕 社会を明るくする運動への支援 ・健康福祉計画課	〔前計画番号 5312〕 犯罪や非行の防止と更生の援助に取り組む「社会を明るくする運動目黒区推進委員会」の活動を支援し、この運動の趣旨を広く区民に啓発していく。



## 基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちをつくる

### (1) 防犯・防災対策の推進

#### 現 状

子どもが被害者となる犯罪を未然に防止するため、24時間365日の生活安全パトロール活動や、町会・住区、PTA等による地域安全パトロールへの活動支援のほか、区報やホームページ等を活用した防犯広報活動、新小学1年生等への防犯ブザーの配布を行っています。また、子どもに関わる不審者情報等を「めぐろ子ども見守りメール」で保護者の携帯電話やパソコンに一斉配信することで、保護者の注意を喚起し、事件・事故の未然防止を図っています。学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、通学路における児童の安全確保を図るため、通学路に防犯カメラを設置しています。現在社会問題化しているネット依存やネットによる犯罪被害に子どもたちが巻き込まれないよう、情報モラルに関する教育を一層推進する必要があります。

阪神淡路大震災や東日本大震災は私たちに多くの教訓を残しています。大都市東京は、引き続き首都直下型地震への備えが重要課題となっています。また、ゲリラ豪雨や極端な高温等の異常気象による自然災害にも備える必要があります。子どもたちを預かる児童福祉施設や教育施設等においては、何よりも子どもたちの安全・安心の確保と、発災以後の日常生活への配慮が大きな使命であり、今までの取組以上に対策を講じていかなければなりません。

地域防災計画は、災害時に保護者が所在不明、緊急入院などの場合に乳幼児を受け入れる施設として、保育園5か所を「福祉避難所」に指定しています。地域防災計画の改定で、住区センター併設の児童館・学童保育クラブは「補完避難所」として位置づけられました。住区センター等が「補完避難所」として開設・運営された場合には、施設の管理者や地域の方々と連携して、避難所運営や災害時の初動対応を行います。

学校では、各校で「学校防災マニュアル」を整備し、より実践的な避難訓練を行うなど、防災対策の徹底を図っています。また、応急救護対策として、普通救命講習会やAED（自動体外式除細動器）の操作方法等の講習会を実施して、緊急時や災害時に備えています。

さらに、東日本大震災に起因する原子力発電所事故による放射性物質拡散に対する、保護者等の放射能への不安解消のため、空間放射線量等を測定するとともに、学校や保育園等の給食食材に対する放射性物質検査を実施し、ホームページ等で公表しています。

#### 課 題

○防災拠点に位置づけられていない保育園や単独児童館・学童保育クラブにおいても防災拠点の役割を果たすような仕組みづくりが必要です。

- 子どもが犯罪から守られ、地域で安全に生活していくためには、家庭、学校、町会、PTA、ボランティア団体等が地域で連携を図りながら活動していくことが求められています。子どもの安全対策は、地域全体で取り組むことが重要であり、それには区民の防犯意識を高めるための効果的な情報提供が求められます。また、区内には、町会・自治会、PTA等の多くの地域団体が「目黒地域安全パトロール協力会」に加盟し、登下校時の子どもの見守り活動を行っています。今後も子ども見守り活動の充実を図るため、活動促進のための支援が必要です。
- 児童福祉施設の安全性の確認と改修等、什器等の転倒防止対策、ガラス飛散防止対策、照明器具等の落下防止対策、屋外転倒物対策を実地検証し、対策の強化を図ることが必要です。
- 「発災時初動対応」として、子どもたちや来館者の安全確保を第一に、緊急地震速報の整備と活用、初動対応マニュアルの整備、職員体制の確保、安全な避難場所の確保と避難路の確認と誘導、情報通信手段の確保、災害用資機材・医薬品と備蓄食料等の整備などの強化を図る必要があります。
- 危機管理意識を高め、いざという時に迅速・的確に行動がとれるよう、子どもたちや地域の方々などと連携・協力した災害状況を想定した実践的な訓練内容を組み立てていく必要があります。
- 平常時から、地域で活動する防災区民組織、町会・自治会、住区住民会議及びPTAなどと連携・協力し、災害時の初動体制を確立し、迅速かつ的確な対応を行う必要があります。
- 学校では、子どもたちが自然災害や犯罪・事故などの危険から身を守るために、自ら主体的に適切な行動ができる態度を育成することが求められています。

## 施策の方向

- 「地域安全パトロール」等に対する活動の支援を継続して行います。また、学校、警察等との連携を強化して、子どもに対する犯罪や不審者等による子どもへの声かけなどの早期把握に努めるとともに、それらの情報等に即した警戒・広報活動を行うなど、生活安全パトロール活動の充実・強化を図ります。
- 教職員に対して、自然災害、犯罪や事故から子どもたちを守るために、様々な危機を想定した危機管理意識の高揚を図ります。
- 区民の防犯意識を高めるため、区報やホームページ、メール等を活用して、子どもに関する犯罪・防犯情報を提供します。
- 学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、通学路における児童の安全確保を図るため、通学路防犯カメラの管理を行います。
- 学校では、子どもたちが危険から身を守るための適切な行動がとれるよう、自然災害から身を守る防災教育や生活安全、交通安全などに関する安全教育の充実を進めていきます。
- 保育園や児童館等での福祉避難所運営組織には、地域の女性や青年、子育て中の世代、

福祉関係者など幅広い人材を確保する必要があり、地域でのネットワークづくりを推進していきます。

○日々地域の中で活動し状況を把握している保育園及び児童館・学童保育クラブの職員の災害時の体制整備と活動能力の向上を図ります。

○大地震や火災、異常気象による災害などの自然災害発生時を想定した実践的な避難訓練のほか、AEDなどの応急救護機器を活用した救命講習などを実施していきます。

○東日本大震災に起因する原子力発電所事故による放射性物質拡散に対する、保護者等の放射能への不安解消のための取組を適切に行っていきます。

## 【拡充事業】

### ●事業番号 6101 災害時の乳幼児や児童の防災拠点（一時的な避難所）の整備 （子育て支援課）

日常生活においても健康面などには配慮が必要な乳幼児・児童は、環境の変化に弱く、防犯や災害時に安心して避難できる防災拠点は、地域の中で必要である。地域防災計画では、保育園 5 か所を「福祉避難所」、住区センター併設児童館は「補完避難所」として位置づけられている。「補完避難所」として位置づけられていない児童館・学童保育クラブでも乳幼児や児童に特化した防災拠点（一時的な避難所）としての役割を果たす仕組みを構築する。

現況	計画目標
〔前計画番号 6101〕 補完避難場所以外の児童館にて実施する計画となっている。平成 30 年度、関係機関との調整を行い、試行実施後、令和元年度に、1 館にて実施をしている。未実施となっている残り 2 館についても導入をしていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年 実施館の検証と災害時初期対応マニュアル及び非常用備蓄品の点検実施</li> <li>令和 2 年 対象となる全児童館の実施</li> <li>「補完避難所」として位置づけられていない児童館・学童保育クラブでも乳幼児や児童に特化した防災拠点（一時的な避難所）としての役割を果たす仕組みの構築</li> </ul>

## 【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 6102〕 保育園、児童館等における危機管理意識の高揚  ・子育て支援課 ・保育課	〔前計画番号 6103〕 犯罪被害防止の訓練や指導を通じて幼児・児童・生徒の安全確保及び保育園、児童館等の安全管理を徹底する。
〔事業番号 6103〕 生活安全パトロールの継続実施と活動強化  ・生活安全課	〔前計画番号 6104〕 犯罪の未然防止と子どもの安全確保を目的に、青色回転灯装備車両による生活安全パトロールを継続実施し、犯罪発生状況に即した警戒態勢により区民の安全・安心を確保する。
〔事業番号 6104〕 犯罪防止対策の推進  ・生活安全課	〔前計画番号 6105〕 ①各種広報・啓発活動の推進 ②町会、自治会、PTA等への防犯講話 ③パトロール団体に対する研修会の開催（年 1 回）
〔事業番号 6105〕 地域安全パトロール団体等への防犯資器材貸与及び防犯ブザーの配布  ・生活安全課	〔前計画番号 6106〕 ①地域の防犯パトロール団体の結成促進と活動支援を行い、地域に即したパトロール態勢の構築を図る。 ②新小学 1 年生等の登下校時の安全確保のため防犯ブザーを配布する。

事業名	事業概要
〔事業番号 6106〕 安全・安心に関する情報提供 ・生活安全課	〔前計画番号 6107〕 警察から提供を受けた防犯情報等を基に、生活安全ニュースを発行し、住民の自主防犯活動を促進する。
〔事業番号 6107〕 学校緊急情報連絡システム（めぐろ子ども見守りメール）の活用 ・教育政策課	〔前計画番号 6108〕 子どもが事件や事故に巻き込まれることを未然に防止するため、不審者の出没情報など、子どもの安全に関わる情報を、電子メールを利用して学校や区から保護者へ配信し、情報を共有することで、子どもの安全を図っていく。
〔事業番号 6108〕 学校における危機管理意識の向上 ・教育指導課 ・学校運営課	〔前計画番号 6109〕 子どもの安全を確保するためには、教職員が日ごろから危機管理意識を持ち続けることが不可欠であることから、危機管理研修や実践的訓練を定期的実施する。 また、学校・園で放射性物質検査等を実施し、保護者等の不安解消に努める。
〔事業番号 6109〕 学校の防災対策・応急救護体制の充実 ・教育政策課 ・教育指導課	〔前計画番号 6110〕 災害発生を想定した避難訓練や集団下校訓練の実施のほか、救命講習等を定期的実施して、学校の防災対策と応急救護体制の充実を図る。
〔事業番号 6110〕 セーフティ教室 ・教育指導課	〔前計画番号 6111〕 児童・生徒の健全育成の充実を図るとともに、保護者・地域の参加による非行・犯罪被害防止教育の推進を図る。
〔事業番号 6111〕 こども 110 番の家 ・生涯学習課	〔前計画番号 6112〕 各種事件や事故等による子どもたちの被害を未然に防止するため、小・中学校の通学路や遊び場周辺の在宅機会の多い家庭や商店等の協力を得て、子どもたちが身の危険を感じたときに緊急避難できる場を確保する。

## (2) 交通安全対策の推進

### 現 状

交通安全意識や交通マナーの啓発、交通安全対策により、区内の交通事故全体の件数は減少傾向にありますが、自転車に係る事故件数の割合は少なくなっておりません。また、交通ルールやマナーを無視した危険な自転車利用も見受けられます。

子どもや保護者が安心して安全に移動できるよう、歩行・自転車走行環境の整備や交通安全施設の改善を進めています。また、子どもが交通ルールを理解できるよう交通安全教室等を開催しています。

### 課 題

- 子どもや保護者などすべての人が、安全に安心して外出でき、日々の生活が送れるまちの実現を目指す必要があります。
- 通学路の安全点検等に基づき、危険箇所の交通安全対策を進めていく必要があります。
- 子どもが交通ルールを理解できるよう交通安全教室等を継続して行う必要があります。
- 自転車利用者の増加に伴い、ルールを無視した危険な走行が見受けられることから、だれもが安心して通行できるよう自転車走行環境の整備を行う必要があります。
- 未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全対策を図る必要があります。

### 施策の方向

- 通学路や裏通りで危険箇所の交通安全対策や自転車走行環境整備を進めます。
- 警察署や関係団体等との連携により、子どもが、安全に通行するための交通ルールやマナー、自転車の正しい乗り方などが身につくよう交通安全教育等を継続して実施します。

## 【新規事業】

### ●事業番号 6201 総合的な自転車対策の推進 (みどり土木政策課)

子どもから高齢者まで安心して利用できる自転車走行環境整備のため、交通安全対策としての優先度が高い、中目黒駅、都立大学駅、学芸大学駅等の駅周辺を中心に区道77.7kmを整備する。

現況	計画目標
駅周辺 2 区域にて自転車ナビマークを設置 (30 年度実績)	令和元年度 駅周辺区域 3 区域 令和 2 年度 駅周辺区域 2 区域 令和 3 年度 駅周辺区域 2 区域 令和 4 年度 駅周辺区域 2 区域

### ●事業番号 6202 通園・園外保育等の交通安全対策の推進 (保育課・子育て支援課・道路公園サービス課)

未就学児が日常的に集団で移動する経路の通行の安全性を高めるため、保育等施設、道路管理者、警察署により実施した点検結果を踏まえ、抽出した危険箇所について関係機関が共有するとともに、連携して交通安全対策を実施する。

現況	計画目標
未就学児が日常的に集団で移動する経路の危険箇所を抽出した。 通園・園外保育等の交通安全対策検討会を設置 (元年度実績)	抽出した危険箇所の交通安全対策の実施。

## 【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号 6203〕 通学路・裏通りの交通安全対策  ・みどり土木政策課	〔前計画番号 6201〕 通学路や裏通りでの交通安全対策を行い、小学校児童をはじめとする歩行者のさらなる安全を確保することを目的とする。区画線や通学路標識、通学路表示等の整備や交差点内のカラー化、すべり止め舗装、自発光道路鋏等の整備を行う。
〔事業番号 6204〕 交通安全教育等  ・土木管理課	〔前計画番号 6202〕 子どもの交通安全意識向上のため、警察や保育園、小学校、区民団体等との連携により道路横断訓練や自転車安全教室等の交通安全教育を実施するとともに、交通安全運動や広報等による啓発を図る。

### (3) 子育てにやさしい施設等の整備

#### 現 状

自然環境の減少や都市化など、子どもや子育て家庭への環境が大きく変化する中、区では子どもから高齢者までだれもが利用しやすい施設の整備に努めています。

子どもたちが身近に自然と触れ合う近所の公園などでは、遊具、ひろば、みどり、休息する場などだれもが安全で安心して利用できる施設を整備するため、みどりの基本計画に基づき、着実に公園等の整備や改良を行い、平成30年度末の区民1人当たりの公園面積は1.75㎡（目黒区立公園条例では一人当たりの公園面積標準5㎡以上）となっています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や目黒区交通バリアフリー推進基本構想などに基づき、子どもや高齢者、障害者など、だれもが安全で安心して利用できる環境整備を進めています。

学校施設は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）等の法令に基づき、障害のある児童生徒等の利用にも配慮して、バリアフリー化を進めています。

#### 課 題

○学校施設は、多くの児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場です。したがって、児童・生徒等の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要です。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割が求められており、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々の利用を考慮し、そのバリアフリー化を積極的に推進する必要があります。

○妊産婦や子どもを連れた方などだれもが安心して利用できるよう、公園などのバリアフリー化が必要です。

○公園などの増設、遊具の整備など、子どもの年齢に応じた遊びができる場所の確保が求められています。また、子どもが健やかに成長していくために、豊かなみどりや生き物が生息する自然環境と接する場の整備が必要です。

○園庭のない保育園の増加により保育園児の公園利用が増えているなど、公園などの整備による遊び場の確保が求められています。

○公園などの遊び場を安心して利用できるよう、公園施設の適切な維持管理が求められています。また、防犯上の配慮などを行う必要があります。

○子どもや子どもを連れた方など、だれもが安全で安心して外出できるよう歩道等の環境整備が求められています。

○新しい施設整備だけでなく、未利用の時間帯の活用や目的外の利用等、様々な公共施設を有効活用して、子どもと子育てにやさしい街をつくる工夫が必要です。

## **施策の方向**

- 学校施設の改築や大規模改修時において、バリアフリー法等の法令に基づきユニバーサルデザイン※による施設整備を行います。
- 既設歩道の横断勾配や車道との段差等について、基準等に適したものに改修していきます。
- 住民参加を基本とし、多様なニーズに対応した公園等の整備・改良を進めるとともに、まちのみどりを増やし、自然に親しむ機会を充実させていきます。
- 公園等の整備や改良に当たっては、東京都福祉のまちづくり条例等に基づきバリアフリー化を進め、だれもが利用できる施設の整備を行います。
- だれもが安全で安心して公園を利用できるよう、公園内の遊具や各種施設の安全性を確保し、適正な維持管理を行うとともに、防犯に配慮した整備を行います。

【継続事業】

事業名	事業概要
<p>〔事業番号 6301〕 歩道のバリアフリー化推進</p> <p>・みどり土木政策課</p>	<p>〔前計画番号 6301〕 バリアフリー新法が施行され、すべての人が日常の活動を円滑に行うことができるように歩行者空間のバリアフリー化を図ることを目的とする。目黒区交通バリアフリー推進基本構想に基づき、歩道のバリアフリー化を進める。</p>
<p>〔事業番号 6302〕 公園等の整備</p> <p>・みどり土木政策課</p>	<p>〔前計画番号 6302〕 みどりの基本計画に基づき、新規の公園等の整備を進める。整備に当たっては、利用者の意見を反映させた施設づくりに取り組む。</p>
<p>〔事業番号 6303〕 公園等改良</p> <p>・みどり土木政策課</p>	<p>〔前計画番号 6303〕 みどりの基本計画に基づき、既存公園等の機能改良を着実に進める。改良に当たっては、利用者の意見を反映させた施設づくりに取り組む。</p>
<p>〔事業番号 6304〕 ユニバーサルデザインによる施設整備 (学校、児童館、保育園等)</p> <p>・関係各課</p>	<p>〔前計画番号 6304〕 公共的な建築物や公共施設の整備・大規模改修時において、バリアフリー法、東京都建築物バリアフリー条例、東京都福祉のまちづくり条例及び目黒区立施設福祉環境整備要綱に基づき、だれにでも使いやすい施設整備を進める。(「だれでもトイレ」、エレベーター等の設置等)</p>

## (4) 子育てのための居住環境の確保

### 現 状

区では、住宅マスタープランを策定し、住宅の確保が困難な一定基準以下の所得世帯に向けた区営住宅の提供や子どもを育成する中堅所得世帯に向けた区民住宅の提供、民間賃貸住宅に居住するファミリー世帯に対する家賃助成などの居住支援を行い、子育て中の世帯が安心して目黒区に住み続けられるよう住宅政策を推進しています。

住宅状況や社会事情の変化を受け、平成 18 年に「住生活基本法」、平成 19 年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（住宅セーフティネット法）」が制定され、住宅の確保に特に配慮を要する世帯を支援するための国、地方公共団体、住宅関連事業者など、関係者の責務が明らかにされ、平成 29 年には、住宅セーフティネット法の一部改正により、民間賃貸住宅や空き家等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度や入居円滑化に関する措置などを内容とする新たな住宅セーフティネット制度が施行されました。

これを受けて、区では住宅セーフティネットの確保に向けた施策を展開しています。

### 課 題

- 目黒区としての住宅セーフティネットをより一層構築していく必要があります。
- 公的住宅入居へのニーズが高いため、既存住宅の大規模改修・建替えの機などをとらえて区営住宅等の整備を検討していく必要があります。
- 民間賃貸住宅に居住する、住宅の確保に特に配慮を要する世帯の居住の安定を図る必要があります。

### 施策の方向

- 子どもを育成する世帯を対象とする公的住宅の提供を継続していきます。
- 子どもを育成する世帯に対する民間賃貸住宅居住支援を継続していきます。

**【継続事業】**

事業名	事業概要
〔事業番号 6401〕 公的住宅の提供  ・住宅課	〔前計画番号 6401〕 子どもを育成する世帯など住宅の確保に特に配慮を要する世帯が区内で安心して住み続けられるよう公的住宅を提供する。
〔事業番号 6402〕 民間賃貸住宅居住支援  ・住宅課	〔前計画番号 6402〕 子どもを育成する世帯に対して家賃助成を行うことにより、区内居住支援及び子育て支援を行う。